

# 第二次愛媛県再犯防止推進計画 (案)

令和6年 月

愛媛県

## はじめに

愛媛県では、再犯防止を推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和2年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、刑務所等を出所する高齢者や障がい者の福祉サービス利用をサポートするほか、就労先のマッチングや住居確保に向けた支援など多様な分野で犯罪をした者等に対する支援に取り組んできました。

このたび、計画の策定から4年が経過し、これまでの取組や再犯を取り巻く状況を踏まえ、また、令和5年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容を勘案し、引き続き再犯防止施策を総合的かつ計画的に進めていくため「第二次愛媛県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした者等がその責任を自覚することは必要ですが、犯罪をした者等の中には、住居や就労先を確保できないまま出所する者や、孤独、障がいなど様々な生きづらさを抱えた者が適切な支援につながらず、再び犯罪等を行ってしまう実態があります。立ち直りのためには、犯罪を処罰するだけでなく、地域社会で暮らしていくための支援が必要です。

立ち直りを支援する更生保護や再犯防止施策は、国の政策の一環として行われていますが、犯罪をした者等が地域社会の一員として社会復帰をしていく上で必要な支援が円滑に受けられるよう、国・県・市町・民間団体等が連携を強化して取り組むことが重要です。

本計画に基づき、引き続き国や市町、民間団体等と連携し、適切な役割分担のもと、犯罪をした者等を孤立させることなく、地域社会で受け入れ、支えていくための環境を整備し、切れ目のない息の長い支援に取り組めます。

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の目標	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の支援対象者	1
4 計画の期間	2
5 計画の基本方針及び重点課題	2
第2章 再犯防止を取り巻く状況	
1 再犯防止を取り巻く状況	4
2 第一次愛媛県再犯防止推進計画の振り返り	5
第3章 今後取り組んでいく施策	9
第1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組	10
1 国・市町・民間団体等との連携強化	10
第2 就労・住居の確保のための取組	14
1 就労の確保	14
2 住居の確保	21
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	25
1 高齢者又は障がいのある人への支援	25
2 薬物依存を有する者への支援	29
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	33
1 少年の非行防止等	33
2 学校等と連携した修学支援の実施等	36
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施のための取組	38
1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	38
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	41
1 民間協力者の活動の促進	41
2 広報・啓発活動の推進	43
第4章 計画の推進体制	
1 推進体制	46
2 進行管理	46
再犯の防止等に関する施策の指標について	47
県の施策体系	50
-----	
《参考資料》	
再犯の防止等の推進に関する法律	53
国の第二次再犯防止推進計画（概要）	57
刑事司法手続きの流れ図（成人、少年）	58
用語解説	60
関係施設・団体の紹介	65
支援機関等連絡先一覧	72

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目標

---

持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられている「誰一人取り残さない」という社会理念のもと、国・県・市町・民間団体等との連携を強化するなど各種取組を継続・充実させ、犯罪をした者等※が、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することを通じて、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう）若しくは非行少年であった者

## 2 計画の位置付け

---

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づき、愛媛県における再犯の防止等の施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として策定するものです。

また、令和5年6月に策定した「愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～」の施策32（犯罪に強い安全な社会の確保）における「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進するための計画としての性格を有しています。

このほか、本計画における取組には、再犯防止を目的にしているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、県民に対し提供している既存の各種行政サービス等で、再犯の防止に資する取組もあることから、県が策定する保健医療・福祉サービス等に係る各計画と整合及び連携を図り、策定するものです。

## 3 計画の支援対象者

---

再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等において、再犯防止

推進法制定時の国会附帯決議を尊重し「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」で支援が必要な者を対象とします。

#### 4 計画の期間

---

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢や国の第二次再犯防止推進計画の見直し等を受け、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 5 計画の基本方針及び重点課題

---

##### （1）基本方針

再犯防止推進法の基本理念や国の第二次再犯防止推進計画の基本方針・重点課題を踏まえるとともに、本県の状況に応じて次の6つの重点課題に取り組めます。

##### （2）重点課題

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(参考) 国の第二次再犯防止推進計画から抜粋

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

### 1 再犯防止を取り巻く状況

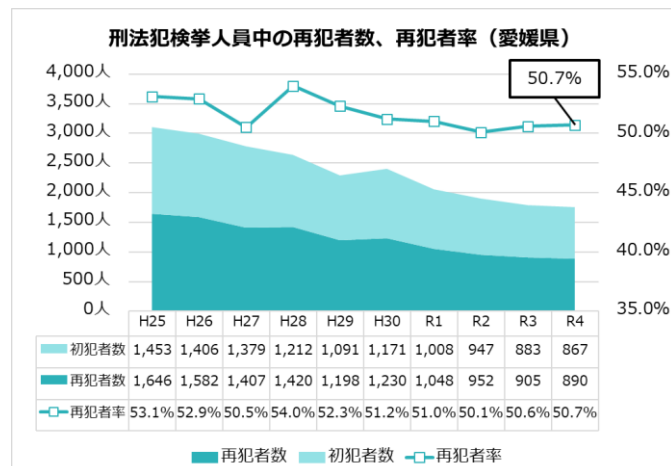
全国の刑法犯認知件数は、平成14年（2,853,739件）にピークを迎えましたが、その後は減少傾向にあり、令和4年（601,331件）はピーク時の1/4を下回るまで減少しています。

本県においても、刑法犯認知件数は平成15年（27,380件）をピークに、その後は減少傾向にあります。令和4年は5,970件で令和3年の戦後最小からやや増加したものの、ピーク時の1/4以下、10年前（平成25年）と比べても1/2を下回るまで減少しています。

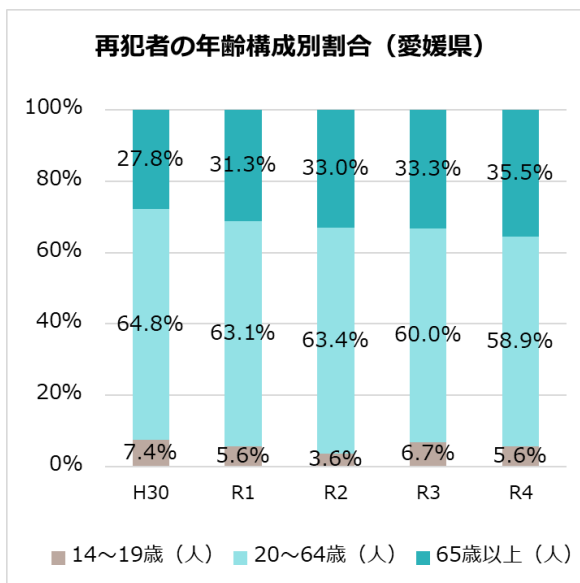
刑法犯により検挙された再犯者数も全国的に減少傾向にありますが、これを上回るペースで初犯者数も減少しており、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は令和4年が47.9%で前年よりやや減少したものの、全体の約半数近くを占める割合が続いています。

本県においても、令和4年の再犯者数は890人で減少傾向にありますが、再犯者率は50.7%で、平成28年の54.0%をピークに減少傾向にはあるものの一貫して5割を超えており、全国の再犯者率より高い状態が続いています。

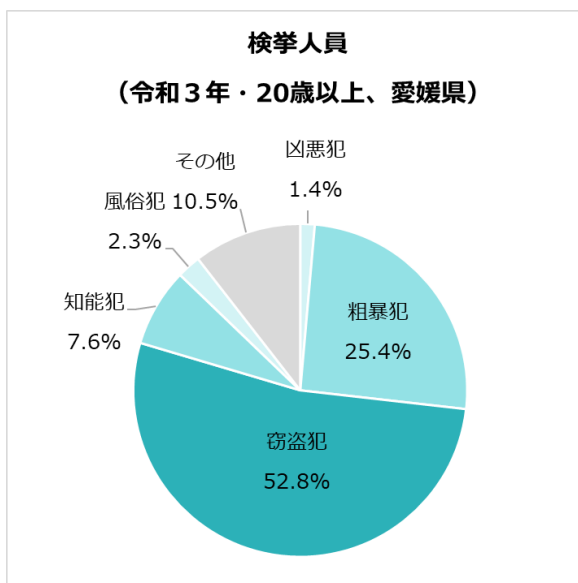
刑法犯検挙人員のうち、再犯者の年齢構成は、高齢者（65歳以上、以下同じ。）の占める割合が3割を超えています。また、刑法犯検挙人員の罪名別では、窃盗が全体の約6割を占めています。



出典：県警察本部調査



出典：県警察本部調査



出典：高松矯正管区提供データから愛媛県作成

## 愛媛県内の矯正施設



## 2 第一次愛媛県再犯防止推進計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度））の振り返り

### (1) 成果指標

「刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少」は、令和5年（計画終期）までに毎年対前年比で5%ずつの減少を見込み、目標値を950人に設定していましたが、令和3年にこれを下回り、令和4年は890人まで減少しました。

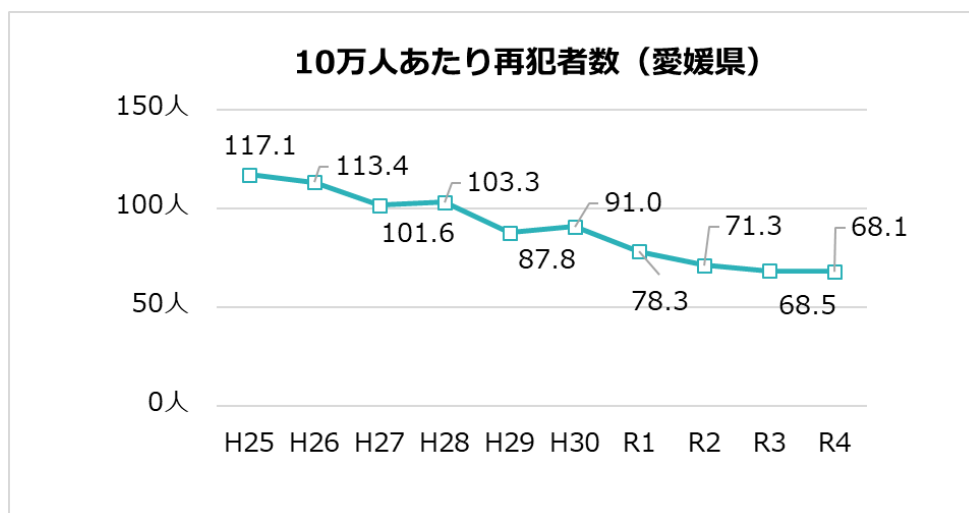


○本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数

(基準値) 平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1,230 人	1,048 人	952 人	<u>905 人</u>	890 人	—

再犯者数の減少は、近年の人口減少も関係している可能性があります、人口 10 万人あたりの再犯者数で比較した場合でも、減少しています。

一方、令和 4 年の県の再犯者率は 50.7%で、平成 30 年の 51.2%より、やや減少していますが、過去 10 年の再犯者率は一貫して 5 割を超えています。



出典：県警察本部調査及び愛媛県推計人口から作成（H27、R2 は国勢調査）

(2) 県の主な取組

第一次計画をもとに様々な施策に取り組みました。主な取組は次のとおりです。

- 国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する愛媛県再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画の策定や策定後の施策の検証・評価等を実施しました。
- 高齢又は障がいの影響により福祉的支援を必要とする刑務所出所（出院）予定者等に対しては、県地域生活定着支援センターによる受入施設等の

調整や支援対象者及び当該施設等へのフォローアップを実施し、居住先の確保に取り組むとともに、福祉的就労等に向けた支援を行いました。

- 就労支援コーディネーターを配置し、犯罪をした者等の就職相談から就労マッチングまでをコーディネートするほか、就労後はフォローアップを行い、職場定着支援に取り組みました。
- 犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主に対する社会的評価の向上を図るため、建設工事入札参加資格における加点制度を導入しました。
- 県営住宅の入居に際し連帯保証人が確保できない方への柔軟な取扱いや入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及促進を行いました。

### (3) 主な課題及び今後留意すべき状況

様々な取組により、本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数は確実に減少していますが、課題も見えてきています。詳しくは、第3章で述べますが、例えば、就労面においては、犯罪をした者等が就職できた場合でも、その後離職してしまうことが少なくありません。離職に至るまでの過程では、雇用している側も対応に苦慮しており、職場定着の難しさがうかがえます。

また、県地域生活定着支援センターでは、矯正施設、保護観察所と連携し、出所直後から円滑な支援が受けられるよう調整を行っていますが、本人が支援を希望しないなどを理由に支援につながらないこともあります。

このほか、数年経った後、住居や就労に困っているという情報が入ることもあるなど、保健医療・福祉サービスの利用促進、修学支援等の各種施策が、支援が必要な者に結びついていないケースも見込まれ、更なる周知が必要です。

国の第二次再犯防止推進計画では、国・都道府県・市町村の役割分担が明確化されました。また、県内においては、令和5年4月1日現在、13市町が再犯防止推進計画を策定済みであるほか、未策定の市町のうち、計画の策定を予定しているところもあります。国・県・市町・民間団体等がそれぞれの役割分担のもと、各種施策を設けて取り組んでいますが、より効果的に講じるため、取組施策を始めとする再犯防止に向けた情報を共有し、適切な支援につなぎ合うなど今後も連携を強化し、再犯の防止に向けた取組を一層推進することが必要です。

(参考) 国の第二次再犯防止推進計画で明確化された国・都道府県・市町村の役割分担

#### ① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

#### ② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

#### ③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

## 第3章 今後取り組んでいく施策

### 第1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組

#### 1 国・市町・民間団体等との連携強化

### 第2 就労・住居の確保のための取組

#### 1 就労の確保

#### 2 住居の確保

### 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

#### 1 高齢者又は障がいのある人への支援

#### 2 薬物依存を有する者への支援

### 第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### 1 少年の非行防止等

#### 2 学校等と連携した修学支援の実施等

### 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施のための取組

#### 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施

### 第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

#### 1 民間協力者の活動の促進

#### 2 広報・啓発活動の推進

## 第1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組

### 1 国・市町・民間団体等との連携強化

#### (1) 現状と課題

犯罪をした者等は、刑事司法手続を終えた後、社会に復帰することになりますが、再犯を防止するために、地域において支援を受けることが必要な者がいます。刑事司法手続を離れた後は、地方公共団体が主体となり、住居や就労の確保、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体等による支援につなげて支え、地域社会で孤立することなく生活できるよう、関係機関が円滑に連携していく必要があります。

高齢又は障がいの影響により福祉的支援を必要とする刑務所出所（出院）予定者等に対しては、矯正施設、保護観察所及び県地域生活定着支援センターが連携し、矯正施設収容中から出所（出院）後まで支援を行う「特別調整」等を行っていますが、帰住先の確保など複数の部署や機関の施策の活用が必要なこともあり、円滑な調整が求められます。

また、市町は住民に最も身近な基礎自治体であり、生活困窮者自立相談支援や地域包括支援など、社会復帰に有効な支援制度があることから、国や県の取組にあわせて、市町の再犯防止に関する取組を促進し、それらの施策との連動を図ることが必要です。

しかしながら、犯罪をした者等の前科及び犯罪経歴等は要配慮個人情報として保護されるべき情報であり、事前に本人の意思を確認する必要があるなど、支援にあたってその情報の取扱いに十分留意しなければなりません。地方公共団体が主体となって取り組むためには、現状では、支援が必要な者に関する情報が不足しているほか、処遇や社会復帰を促進するにあたっての知見や支援のノウハウが十分ではなく、地方公共団体のセーフティネットに結び付いていないケースも想定されます。

このため、国・県・市町が適切な役割分担のもと、また、民間団体等も含めて連携を強化し、支援が必要な犯罪をした者等を誰一人取り残すことなく、支援施策

につなげることができる体制を整備し、円滑に支援が受けられるよう、必要に応じ複数の機関でフォローアップし合うことが重要です。

## (2) 国の取組等

国においては、関係機関や民間団体と連携した就労支援や住居の確保、福祉サービスへのつなぎ、マイナンバーカード取得の支援など、各種の社会復帰支援のための取組を実施しています。

刑事司法手続を離れた者への支援については、令和5年に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画に基づき、各種福祉サービスを所管する地方公共団体に対し、犯罪をした者等の支援に必要な情報の提供や、「再犯防止シンポジウム」の開催等により、国の施策や取組内容等の周知を実施しています。

また、保護観察所においては、令和5年12月から、「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」の実現に向け、地域援助を実施しています。地域援助とは、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪の予防に寄与するため、保護観察所が地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うものであり、地域における「息の長い」社会復帰支援を実現していくことを目的としています。現に保護観察を受けている者のみならず、保護観察を終了した者や過去に犯罪や非行をした者、又は関係機関・団体、一般住民等から幅広く相談に応じ、相談内容に応じて、医療、福祉、就職その他の必要な保護又は援助を受けることができるよう調整するとともに、更生保護に関する専門的知識に基づいたアセスメント結果等を関係機関等に提供し、必要な助言を行っています。また、支援対象者の抱える様々なニーズに対応するため、公的な福祉サービス、保健、医療等のほか、就労支援、修学支援、薬物・アルコール等の依存からの回復支援、生活困窮者への支援、居場所作りや農福連携等の活動に取り組む団体など、多様な分野における地域支援ネットワークの構築に努めています。

なお、令和4年10月から、旭川、さいたま、福井の各保護観察所では更生保護地域連携拠点事業が実施されています。更生保護地域連携拠点事業は、国が更生

保護事業を営む者や、その他の適当な者に委託して、地域における更生保護関係団体及びその他関係機関・団体による地域支援ネットワークを構築したり、支援団体からの支援活動に関する相談に応じたり、支援対象者から相談を受けた場合に適当な支援団体につないだりすることにより、地域において継続的な支援を必要とする刑務所出所者等に対する息の長い支援を確保することを目的としています。令和5年度以降、順次、全国の保護観察所において実施される見込みです。

国が運営を委託して刑務所出所者等の一時的な居場所を提供する更生保護施設では、更生保護施設を退所し、地域に居住している者の自立更生のため、施設退所者が更生保護施設に通所して生活相談をしたり、薬物依存回復プログラムを受けたりすることができるフォローアップ事業を実施するとともに、更生保護施設の職員が定期的に施設退所者の自宅を訪問し、更生保護施設退所後の施設退所者の孤立や孤独を防止するため生活相談にのる訪問支援事業を実施しています。

### (3) 県の具体的施策

#### ① 国、民間団体等との連携強化への取組

国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を開催し、包括的な情報共有や意見交換を行うことで、継続的な連携を図るとともに、県の再犯防止施策や、その進捗状況を検証・評価し、効果的な施策の推進を図ります。【県民環境部】

法務省が主催する再犯防止に関する各種会議等に参加し、法務省の地方機関等との連携及び情報共有を図ります。【県民環境部】

支援が必要であるにもかかわらず、本人の理解不足等により支援につながない者など、犯罪をした者等が孤立することなく、刑事司法関係機関から円滑に地域社会において必要な支援機関につながれ、社会復帰をすることを支援するため、既存の支援施策を充実させるとともに、社会復帰をするにあたり役立つと思われる相談窓口等の情報を整理したチラシ等を刑務所出所時に犯罪をした者等に配布するなど支援施策の周知に努めます。また、国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、情報共有や意見交換する場を

設け相互理解を図り、全ての支援対象者及びその家族等が円滑に相談できるよう、連携を維持、発展させます。【県民環境部、保健福祉部】

**再犯防止に係る地域ネットワークづくりに係る会合等の参加人数**

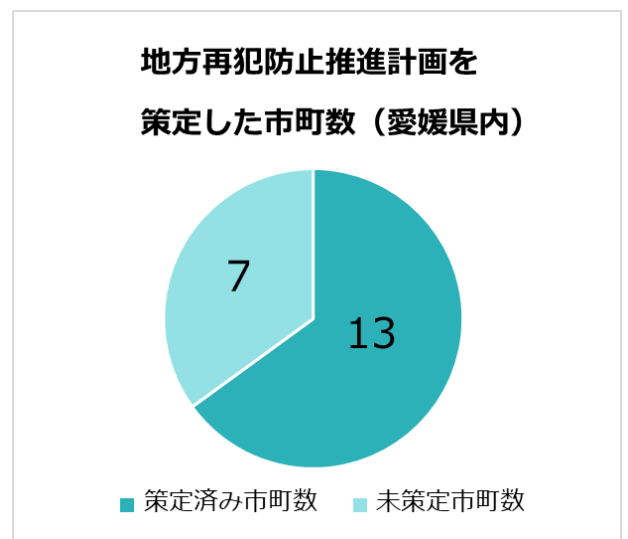
(単位：箇所、人)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
開催箇所数	5	5	3	3
参加人数	269	233	144	146

※ 市町研修会及び地域別再犯防止推進会議（再犯防止に関する理解促進と情報・課題の共有を図るため、更生保護関係団体、福祉関係者、市町、刑事司法関係機関等を対象に県が毎年実施している。）に係る参加人数

② 市町と連携した施策の推進

市町における再犯防止に関する意識の醸成、理解促進を図るとともに、再犯防止に資する取組を促進し、各種施策の有機的な連携を図るため、市町の再犯防止担当部署が参加する会議等を活用し、必要な情報提供を行います。また、居住支援、保健医療・福祉サービス分野等における個別事業での市町向け会議等において、再犯防止の観点からの支援の必要性を周知します。【県民環境部】



令和5年4月1日現在

市町の状況に応じた施策の策定や実施に向けた基盤となる市町再犯防止推進計画を策定するよう働きかけ、支援します。【県民環境部】

再犯防止について、県民の理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携して啓発に取り組みます。【県民環境部】

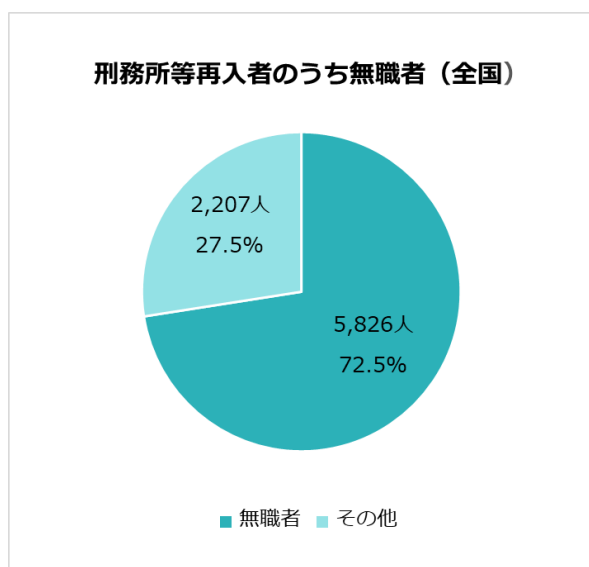


## 第2 就労・住居の確保のための取組

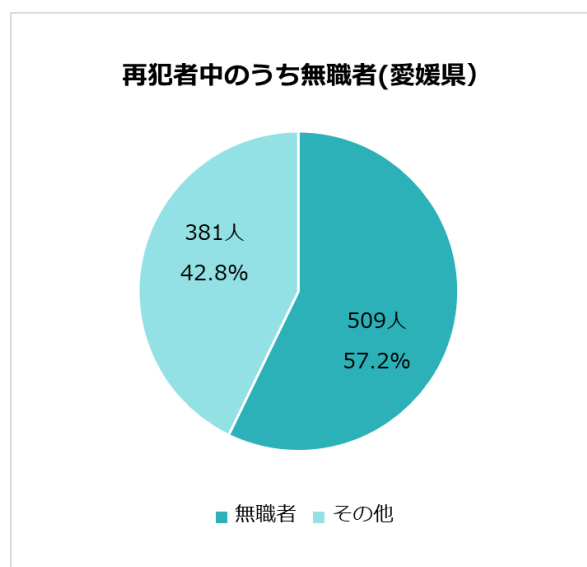
### 1 就労の確保

#### (1) 現状と課題

法務省の統計によると、令和4年に刑務所等へ再び入所した人のうち72.5%が無職であり、本県においても刑法犯で検挙された再犯者のうち57.2%が無職となっています。不安定な就労は、再犯のリスクの要因となっています。



令和4年  
出典：法務省・矯正統計年報



令和4年の愛媛県内刑法犯違反による検挙者のうち、再犯者である者に係る無職者の割合  
出典：県警察本部調査

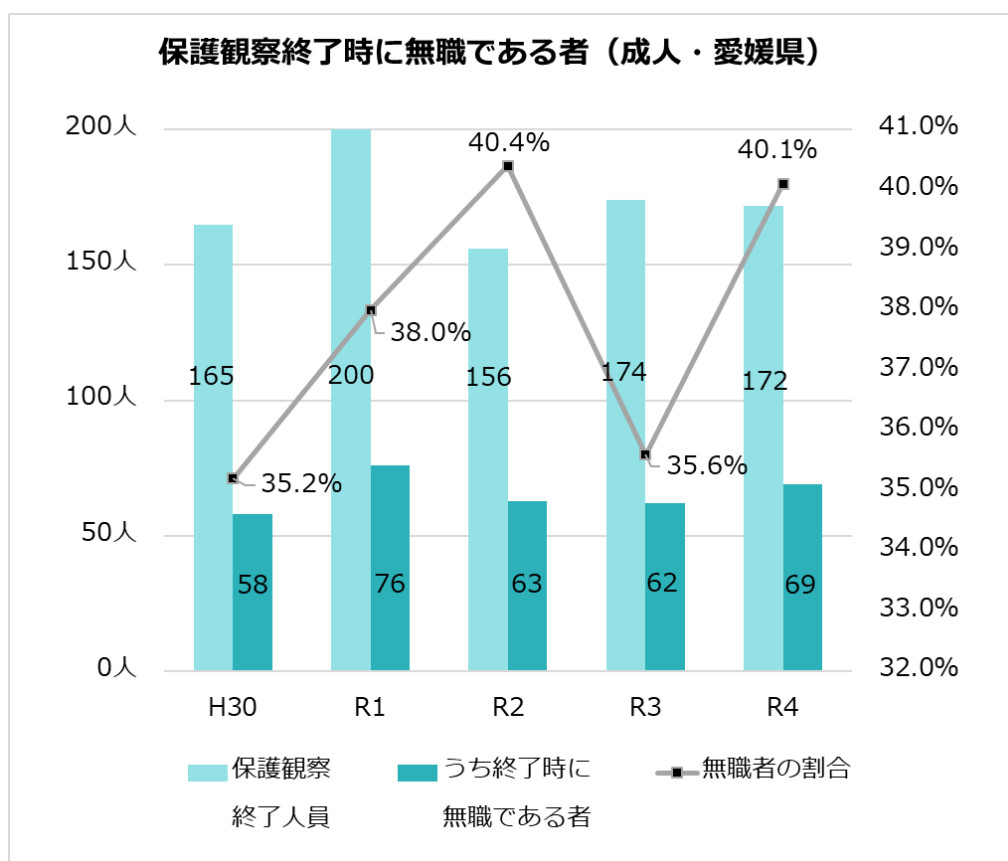
また、県内の令和4年保護観察終了時に無職である者は、成年が40.1%(69人)、少年が3.6%(4人)となっており、無職である者は少なくありません。(出典：法務省調査)

県内の協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする松山保護観察所に登録された事業主)の登録数は、令和5年4月1日現在で303社です。国や県が、就労マッチングに取り組んでいるものの、実際に刑務所出所者等を雇用しているのは15社、雇用されている出所者等数は17人で、協力雇用主として登録していても、実際の雇用に結びつきづらいことが課題です。(出典：松山保護観察所調査)

矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携して刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」について令和4年度の本県内の支援対象者数は118人で、そのうち就職した者は39人となっており、その割合は33.1%で、今後も更なる就労の支援が必要な状況にあります。（全国数値 48.3%）（出典：厚生労働省、愛媛労働局調査）

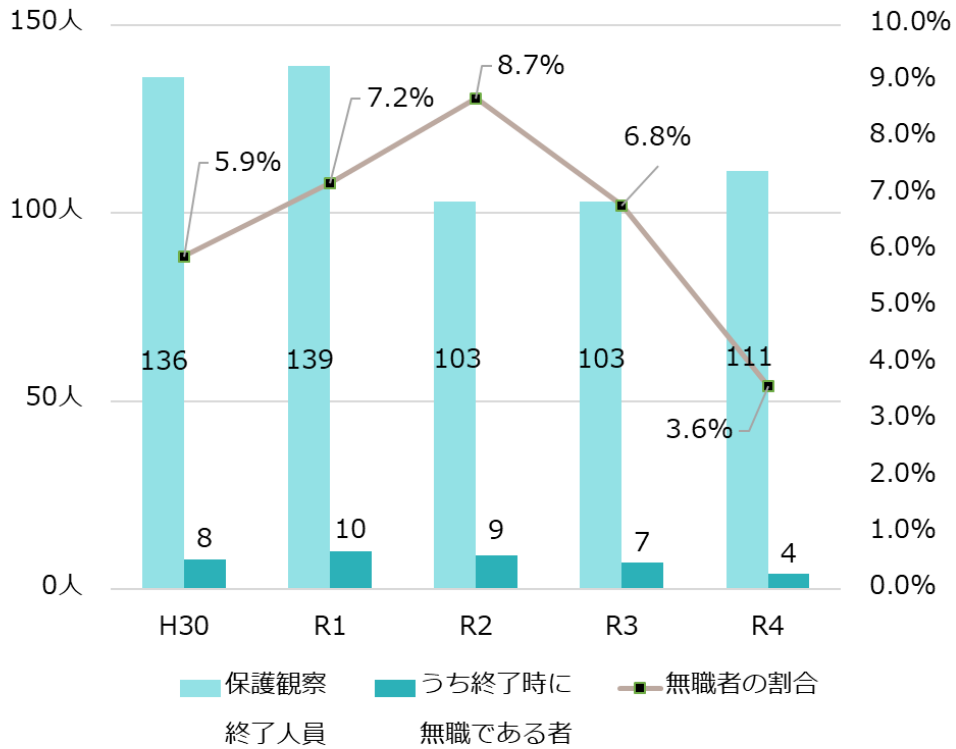
国や県の就労支援により就職できた場合でも、雇用された後、本人の就労にあたっての知識や生活管理能力不足、人間関係のトラブル等から離職してしまうことも少なくなく、職場定着に課題があるほか、離職後、相談すべき人がいないまま社会から孤立してしまっているケースも想定されます。

就労は、生活の糧を得るとともに生活のリズムを整えることができ、生活基盤が安定することから、就職及び職場定着に向けた支援を強化していく必要があります。

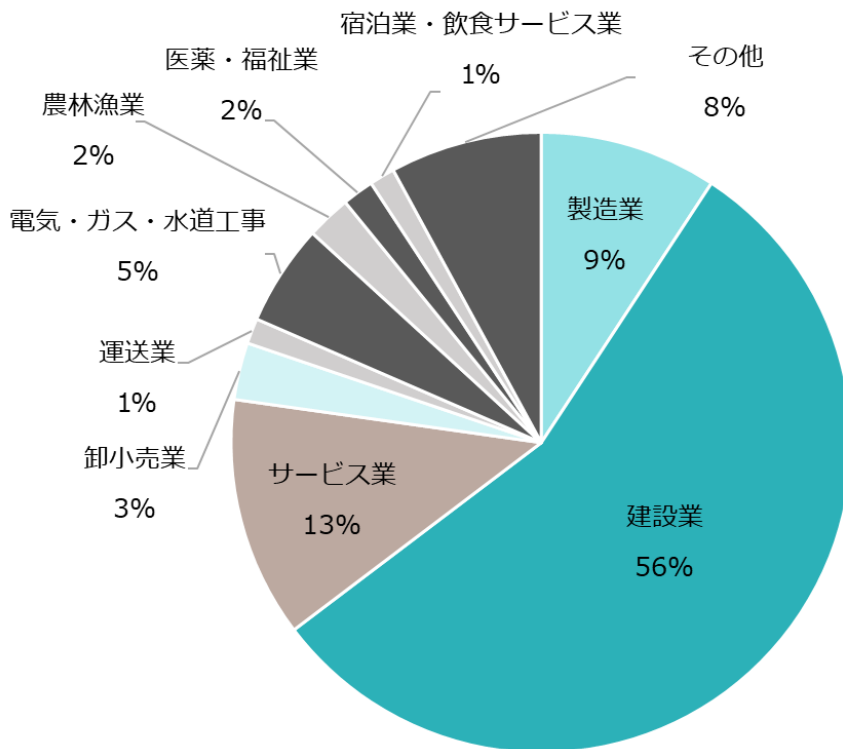


出典：法務省調査

### 保護観察終了時に無職である者（少年・愛媛県）



### 協力雇用主の業種別内訳（愛媛県）



令和5年4月1日現在（303社） 出典：松山保護観察所調査

## (2) 国の取組等

国においては、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定。以下「平成26年宣言」という。)に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んでいます。

コレワークにおいては、全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介しています。また、松山法務少年支援センター(松山少年鑑別所)では、心理学の観点から、就労・就労定着に関する相談に応じるほか、刑務所出所者等を雇用する事業所に対する助言なども実施しています。

松山刑務所においては、矯正処遇における「作業」の一つである職業訓練として、情報処理技術科、ビジネススキル科、介護福祉科、農業科(園芸課程)、建設く体科など(西条刑務支所(女子のみ)は、ビジネススキル科、介護福祉科のみ)を設けているほか、出所後の円滑な就労に向けて、刑務所内にハローワーク職員が駐在し、受刑者に職業紹介を実施しているほか、協力雇用主による受刑者に対する就労支援説明会(職業講話)、受刑者の希望する職種の事業所に外出しての職場体験などを行っています。

また、令和5年度から、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構が、国の委託により更生保護就労支援事業所を設置し、刑務所出所者等のうち、就労が困難な者について、早期の就職及び確実な職場定着を実現するために、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行っています。具体的には、就労支援対象者の職歴、職業適性及び職業訓練の実施状況や地域の雇用情勢及び協力雇用主等に係る情報について、就労支援対象者の希望や職歴、職業能力その他の特性を踏まえつつ、就労支援計画書を作成し、就職活動を支援しています。また、就職した後も、定期的な職場訪問等による状況把握・確認等を行うとともに、社会人としてのマナー及び態度、他の従業員とのコミュニケーションの方法、トラブル

ル解決方法等に関する助言等を実施し、職場定着のための支援を行っています。

なお、更生保護施設の愛媛県更生保護会では、入所者に対し、求職情報の提供や就職に向けた指導、協力雇用主の活用等に取り組んでいます。

### (3) 県の具体的施策

#### ① 就労に必要な基礎知識や技能等の習得

県立産業技術専門校において、就職のために必要な技能と知識の習得に向けた職業訓練を実施し、松山保護観察所等関係機関と連携して、早期の就労に結び付けるための支援を行います。また、一定の要件を満たす障がい者である訓練受講者に対して、訓練手当を支給します。【経済労働部】

#### ② 就職や職場定着に向けた相談・支援の取組

県や市が実施している生活困窮者自立相談支援窓口等の周知に努めるほか、犯罪や非行をした者で就労支援を希望する者について、関係機関と協力して、個々の特性や実情に応じた就労ができるよう、各種就労支援事業へのコーディネートを行います。また、就労後は職場定着や生活安定に向けて双方へのフォローアップ等を行い、立ち直りを支援します。【県民環境部、保健福祉部】

#### 就労・生活支援プログラムの支援対象者数

(単位：人)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
支援対象者数	12	15	15	15
うち就労者数	6	7	6	4

※ 県が実施する犯罪や非行をした者に対する就労や生活の安定に向けた支援事業

生活困窮の状態にある支援対象者については、個々の自立に向けた支援プランを作成し、就労への段階的な支援を実施し、就労に向け準備が必要な場合は、就労準備支援事業により、日常生活習慣の改善等の支援を行います。【保健福祉部】

若年者のためのワンストップセンターであるジョブカフェ愛 work（県若年者就職支援センター）において、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーによる個別相談を実施します。また、東予地方局及び南予地方局にランチを設置し、個別相談に対応します。【経済労働部】

えひめ若者サポートステーションの利用を紹介し、相談員による個別相談や臨床心理士による心理カウンセリングのほか、各種セミナーへの参加、職場体験等のジョブトレーニング等を通じて、職業意識の涵養などを行い、就労に向けた支援につなげていきます。東予（新居浜）に常設サテライトを設置するほか、他の地域においても定期的に出張相談を行います。【経済労働部】

農林水産業における新規就業者の掘り起こしから就業促進、定着に関する事業について、地域ネットワーク等を活用して、犯罪をした者等の就労を支援する機関等に情報提供し、就労機会の拡大を図ります。【県民環境部、農林水産部】

暴力団対策アドバイザー及び担当部署が、県暴力追放推進センター等と連携し、社会復帰支援を行う「暴力団離脱・ワークサポート協議会」を開催し、協賛企業出席のもと、受け入れ体制を整えます。【警察本部】

### ③ 協力雇用主の確保等

松山保護観察所や特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構と連携し、県内事業者等に対し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。【県民環境部】

公共調達において、その公正な運用や成果物の品質確保等に留意しながら、協力雇用主の受注機会の増大を図るなど、協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。【総務部】

### ④ 事業者の更生保護活動に対する支援

協力雇用主を始め、事業者に対して犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動への支援を促します。【県民環境部】

協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、関係機関と連携して研修会を開催します。【県民環境部】

⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援

支援対象者が障がい特性を有する場合、県地域生活定着支援センターと連携し、県下6つの福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、就職を希望する障がい者や在職中の障がい者に対し、就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。(国：就業支援、県：生活支援)【保健福祉部、経済労働部】

一般就労に向けて知識・能力の向上を図る就労移行支援事業所、雇用契約に基づき最低賃金を保障する就労継続支援A型事業所や、雇用契約を結ばず就労の機会を提供する就労継続支援B型事業所等の利用による福祉的就労につなげていきます。【保健福祉部】

⑥ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

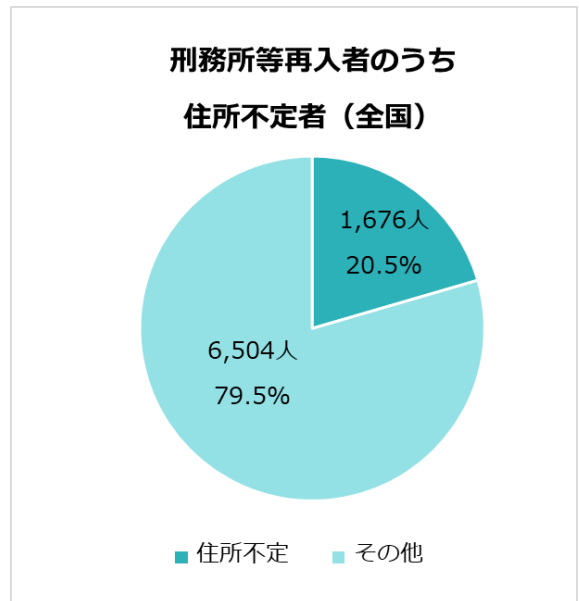
生活困窮者の就労準備支援事業等において、基本的なコミュニケーション能力の形成や就労体験、ビジネスマナーの講習など、一般就労に向けた技法や知識の習得を支援します。【保健福祉部】

松山保護観察所など関係機関等と連携し、一般就労をすることが難しい人の福祉的就労を目指す社会的企業（ソーシャルビジネス）との連携を検討します。【県民環境部、保健福祉部】

## 2 住居の確保

### (1) 現状と課題

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者等の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つと言えます。(国第二次再犯防止推進計画)



刑務所出所後等に帰住先のない者を一時的に保護する更生保護施設は、県内に1か所あり、令和4年度は56人が利用しています。また、NPO法人や社会福祉法人などが運営する自立準備ホーム（適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるためあらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）は、県内に6施設あり、令和4年度の利用者は36人です。生活面や就職面についての指導を受けながら退所後の住居の確保や生活面の安定等の自立に向けて取り組むことができますが、住居の確保が円滑に進まない場合があるほか、高齢者・障がいのある者など自立に困難を伴う入所者もいます。(出典：法務省)

#### 更生保護施設・自立準備ホームで居場所を確保した人数（愛媛県）

(単位:人)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
更生保護施設	94	76	70	56
自立準備ホーム	29	26	37	36

(出典：法務省)

刑務所出所者等は、経済基盤が安定していないため、入居に必要な敷金等の初期費用などが自分で払えないことや家賃支払い能力が見通せないこと、保証人を



確保できないこと、放火や性犯罪の犯罪歴がある場合は、近隣への不安要素があることなどにより、入居が敬遠されているケースがあり、居住先確保の困難さが課題となっています。

また、公営住宅については、犯罪被害者等を優先入居の対象にしているため、被害者等への心情に十分配慮した取扱いを検討していく必要があります。

親族等のもとへ帰住できない者や帰住を望まない者もいるほか、少子高齢化で単身世帯は今後も増加することが見込まれます。生活の基盤となる住居の確保に向けた取組を民間団体の理解と協力も得ながら強化することが重要です。

## (2) 国の取組等

国においては、平成 26 年宣言等に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受け入れ機能の強化、自立準備ホームの確保など、刑務所等出所後の帰住先の確保に向けた取組を実施しています。

令和 5 年 12 月 1 日から、更生緊急保護制度が拡充され、刑事施設等に収容中の段階から更生緊急保護の申出ができるようになりました。これにより、満期釈放が見込まれるものの、帰住先が確保されていない受刑者について、刑事施設等収容中に更生緊急保護の申出をすることによって、保護観察所が更生保護施設や自立準備ホーム等への受け入れを事前調整するなどし、満期釈放者が出所後、速やかに住居を確保できるよう取り組んでいます。

## (3) 県の具体的施策

### ① 地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援

犯罪行為に起因した離職等により、住宅を失った又はそのおそれの高い者に対し、生活困窮者自立支援制度により、一定の要件のもと家賃相当の住居確保給付金の支給を行うほか、住居を持たない者に対しては市町と連携し、一時生活支援事業により、県下全域を対象として一定期間の宿泊場所や衣食の提供を行います。

また、必要に応じて、生活保護制度の住宅扶助を活用します。【保健福祉部】

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構等と連携し、借り上げ住居等で働くことのできる就労先の確保に向けて、経済団体等への働きかけを行います。また、社員住宅を備えた協力雇用主の増加に取り組むことにより、安定した住居のもと就労できる就労先の確保に努めます。【県民環境部】

関係機関と協働し、帰住先がないまま矯正施設からの出所（出院）が見込まれる非行少年の受け皿として自立援助ホームの活用を検討します。【保健福祉部】

## ② 賃貸住宅の供給促進

愛媛県居住支援協議会に参画する市町及び関係団体等の再犯防止に対する理解と協力を促進し、支援対象者への住居の確保を図ります。【県民環境部、土木部】

愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅セーフティネット法第2条第1項に規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進します。また、当該登録情報を県民に広く提供するとともに、住宅相談や家賃債務保証等を行う居住支援法人の登録を増やし、安定した住居の確保につなげます。【土木部】

犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、民間の賃貸住宅や空き家を住宅セーフティネットとして活用することについて検討します。【土木部】

## ③ 公営住宅への受け入れ

県営住宅においては、公営住宅制度の趣旨を踏まえ、住宅に困窮する低額所得者が保証人を確保できないために入居ができないといった事態が生じないように対応していることから、市町においても、同様の対応を要請します。【土木部】

国において、公営住宅の事業主体（市町等）に対する継続的支援として、必要な助言、（本人の同意に基づく）保護観察対象者等の個人情報の提供のほか、事業主体からの相談に応じることや事業主体からの相談を踏まえて保護観察対象者等

に指導及び助言を行うこととしていることから、今後、これらの状況を見極めて、松山保護観察所など関係機関と連携しながら、県営住宅への支援対象者の優先入居について検討します。【土木部】

④ 一時的な居場所の確保

自立準備ホーム制度について、県のホームページに掲載するなど必要な情報発信を行い、制度の周知や登録数の増加につながるよう協力します。【県民環境部】

### 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

#### 1 高齢者又は障がいのある人への支援

##### (1) 現状と課題

令和4年の全国の新受刑者14,460人のうち、高齢者の人数は2,025人(14.0%)でした。(出典：法務省・矯正統計年報)

本県の令和4年刑法犯検挙人員1,757人のうち再犯者は890人で、そのうち高齢者が316人(35.5%)を占めています。近年、高齢者の再犯が3割を占めており、罪種別内訳では、窃盗が最も多くなっています。(出典：県警察本部調査)

また、受刑者の中には、知的障がい相当や境界区域相当の者も一定数います。知的障がい等が犯罪や再犯に直結するものではありませんが、必要な支援が漏れなく受けられるようにする必要があります。

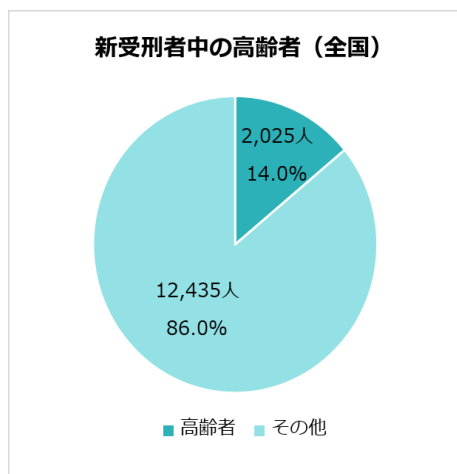
高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。(出典：国第二次再犯防止推進計画)

矯正施設や保護観察所と連携し、県地域生活定着支援センターにおける特別調整等による支援や、速やかな障がい者手帳取得手続等に取り組んでいますが、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設においては、施設の人員体制の問題のほか、職員、利用者及びその家族の不安等が想定され、刑務所出所者等の受け入れや支援体制の構築等が進みづらい状況にあるのが課題です。

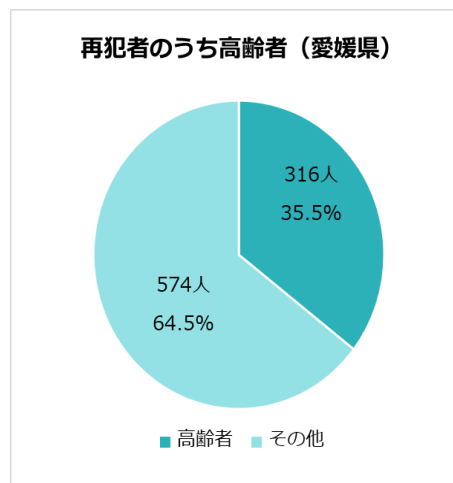
さらに、本人が支援を希望しない場合もあり、必要な福祉サービスにつながらないまま出所する者もいます。

高齢者や障がいのある人については、必要な支援をコーディネートすることで、より自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、支援を希望しない者、保健医療・福祉サービスについて情報を持っていない者や要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないものの支援が必要な者等が孤立することなく、必要な福祉サービス等につながるよう、刑務所出所前等から施設等と関

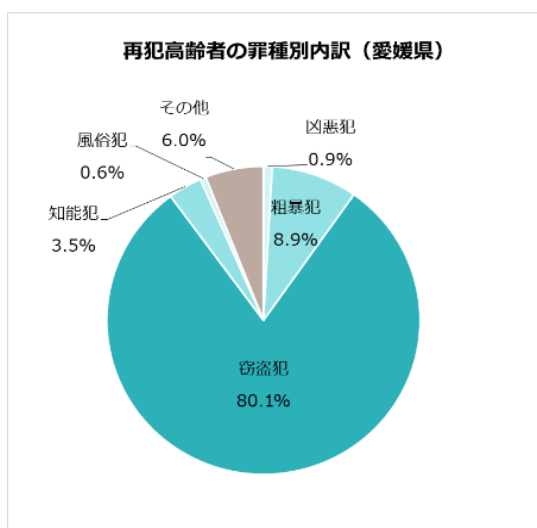
係機関が連携し、支援に取り組むことが必要です。



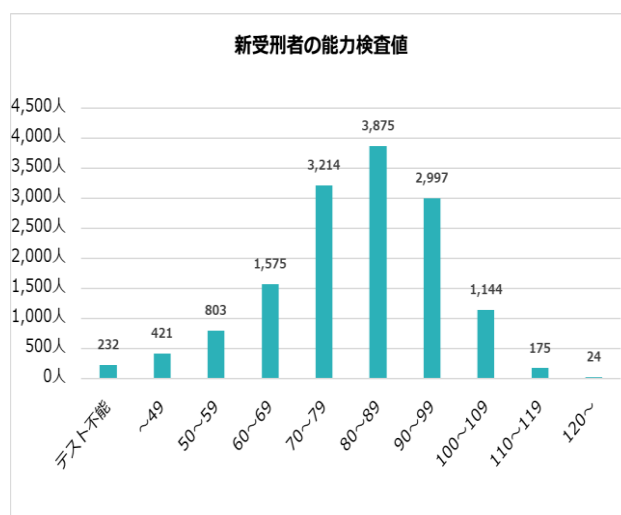
令和4年  
出典：法務省・矯正統計年報



令和4年の愛媛県内刑法犯違反による検挙者のうち、再犯者である者に係る高齢者の割合  
出典：県警察本部調査



令和4年  
出典：県警察本部調査



令和4年 ※能力検査値はIQ相当値  
出典：法務省・矯正統計年報

## (2) 国の取組等

刑務所出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある人等が、刑務所出所後等に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設に社会福祉士資格を有する福祉専門職員の配置を行っているほか、矯正施設、保護観察所及び県地域生活定着支援センターが連携し、必要な調整を行い出所後

の支援につなげる特別調整等の取組を実施しています。

松山地方検察庁においては、高齢や障がいなどの影響により福祉的支援が必要で、支援を行うことが適当と判断される人のうち、保護観察所による勾留中の被疑者に対する生活環境の調整の結果、更生緊急保護の手続によることが相当と認められる人については、保護観察所と連携した対応をとり、同手続によることができないときは、社会福祉士から助言を受けるなどして、地域の福祉サービスにつなげる取組（入口支援）を実施しています。

### （3）県の具体的施策

#### ① 福祉的支援の実施体制の充実

県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ適当な帰住先が確保されていない刑務所出所予定者等や刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等が、円滑に地域の福祉サービスを受けられるよう、受け入れ施設等の調整や対象者及び当該施設等へのフォローアップなどを実施するとともに、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関等との連携推進を図りながら、取組の充実強化を図ります。【保健福祉部】

#### 県地域生活定着支援センターによる調整対象者数

（単位：人）

年度	令和元	令和2	令和3	令和4
コーディネート業務終了 （帰住地への受け入れ調整）	16	13	19	12
フォローアップ業務終了 （受け入れ施設訪問、助言等）	12	8	49	5

地域において、必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用でき、支援対象者を孤立させることなく、立ち直りを支援していくことができるよう、市町、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の職員や民生・児童委員等への研修や意見交換会等を刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと実施し、支援対象者の社会参加や地域での居場所づくりの促進に向けたネットワークづくりに努めます。

【県民環境部、保健福祉部】

社会福祉施設等の職員を対象とした国の矯正施設見学会や研修会等について協力し周知するなど、福祉的支援が必要な刑務所出所者等の受入先の理解促進を図ります。【県民環境部】

県地域福祉支援計画の作成においては、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、高齢者又は障がいのある人が再び罪を繰り返さないためには、必要な支援につながる事が重要である旨盛り込むとともに、市町が策定する地域福祉計画に再犯防止の観点を位置付けるよう助言や情報提供を行います。【保健福祉部】

② 保健医療・福祉サービスの提供

地域の保健医療・福祉サービスの利用促進に向け、法令等に基づく各種サービスが円滑に実施されるよう制度を運営します。また、高齢者や障がいのある人が、刑務所出所等に向け、福祉サービス利用のための要介護認定や障害支援区分の認定、障がい者手帳取得の手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。【保健福祉部】

支援が必要であるにもかかわらず、本人の理解不足等により支援につながっていない者など、犯罪をした者等が孤立することなく、刑事司法関係機関から円滑に地域社会において必要な支援機関につながれ、社会復帰をすることを支援するため、既存の支援を充実させるとともに、社会復帰をするにあたり役立つと思われる相談窓口等の情報を整理したチラシ等を刑務所出所時に犯罪をした者等に配布するなど支援施策の周知に努めます。また、国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、情報共有や意見交換する場を設け相互理解を図り、全ての支援対象者及びその家族等が円滑に相談できるよう、連携を維持、発展させます。(再掲)【県民環境部、保健福祉部】

## 2 薬物依存を有する者への支援

---

### (1) 現状と課題

全国の令和4年覚醒剤取締法違反による検挙者数は5,944人で、令和元年以降、1万人を下回っていますが、令和4年の再入受刑者のうち、覚醒剤取締法違反は約3割を占めており、他の罪名と比べて高くなっています。(出典：法務省・矯正統計年報)

本県における令和4年の薬物犯罪の検挙人員は118人で、うち大麻取締法による検挙人員が最も多く63人、次いで覚醒剤取締法による検挙人員が48人です。全国的にも大麻事犯が8年連続して増加しており、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。(出典：県警察本部、国第二次再犯防止推進計画)

また、本県における令和4年度の薬物事犯保護観察対象者数58人(全国8,100人)のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は1人(全国481人)で、その割合は低調(1.7%)となっています。(出典：法務省調査)

薬物事犯者は、薬物依存症の患者でもある場合が多いことから、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援の継続が必要ですが、刑事司法手続終了後も途切れることのない支援につなげることが困難な実態があります。

県内でも、薬物依存症者に対する集団認知行動療法など特性に応じた治療が行われていますが、専門医療機関や専門医は不足しています。

民間支援団体として、自助グループや回復支援施設等がありますが、その活動場所が松山市に集中し、数も限られているため、関係者への支援や活動場所の確保が必要です。

県では、「第二次愛媛県薬物依存症対策推進計画」を策定し、薬物依存症を本人だけでなく社会全体の問題としてとらえ、市町や医療機関、民間支援団体など関係機関とも連携しながら、予防から患者の社会復帰に至るまでの各種施策に取り組んでおり、関係機関と連携し、息の長い支援を実施していくことが重要です。



## (2) 国の取組等

国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、依存症回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備しています。

松山刑務所においては、「薬物依存離脱指導」を実施しています。また、令和7年6月から拘禁刑の運用が開始されることを見据え、薬物事犯者のうち、再犯の可能性と依存度の度合いを踏まえ、薬物依存離脱に係る矯正処遇をより重点的に行うことが相当と認められる受刑者を対象に、令和6年1月から試行的に、松山刑務所を含めた実施庁で、より効果的かつ効率的な矯正処遇を行うこととしています。この矯正処遇では、薬物の再使用に至らないための知識及びスキルの習得や、薬物依存からの回復に向けた治療及び支援を受けることの必要性を認識させるなどの指導を実施しますが、他の受刑者よりも刑務作業の時間を減じ、改善指導に係る時間を従前より増加させるなど、受刑者の特性に応じて対応します。

また、松山保護観察所においては、社会に出た後の指導として「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。薬物依存症に対応できる社会資源が相応に広がりを見せている一方で、保護観察期間中に保健医療機関等につながった人数は限られ、地域移行は進んでいない現状があります。そこで、保護観察所の処遇の在り方として、保護観察が終了するまでプログラムを義務付けて実施することを原則として捉える(保護観察の終了に伴ってプログラム等の援助を受ける機会も終了する)のではなく、保護観察の終了時期を見据えてより早い段階から積極的に地域の支援につなぐということを意識し、それを可能な限り推進するような制度運用に見直していくことが必要であることから、地域の中で専門的援助(認知行動療法(SMARPP等)に基づくプログラム、ダルクミーティング、更生保護施設による特定補導など)を受けることができる体制を整備していくことを検討しています。

### (3) 県の具体的施策

#### ① 薬物依存症に関する広報・相談支援の充実

薬物依存症に関する相談窓口や治療可能な医療機関、民間の回復支援施設等について、警察、検察庁、裁判所、弁護士会、矯正施設及び更生保護関係機関・団体を通じて周知し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。【保健福祉部】

薬物乱用に伴うリスクに関する知識や、薬物依存症は精神疾患であり、適切な治療と支援により十分回復できるという認識を深めるため、専門職員による薬物乱用防止教室の開催等を通じた普及・啓発に努めます。【保健福祉部】

#### ② 治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実

薬物依存症の当事者が、その居住する地域にかかわらず、適切な医療を受けられるよう、専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど、医療の提供体制を整備し、関係機関とのネットワーク化を図ります。【保健福祉部】

自立支援医療（精神通院医療）制度に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。【保健福祉部】

#### ③ 関係機関・団体等の連携強化

松山保護観察所が主催する地域連絡協議会に参画するなど、心と体の健康センター、保健所及び矯正施設等の関係機関との連絡調整を強化し、刑事司法手続を終了する薬物依存症者への継続的な地域での支援について検討します。【保健福祉部】

地域において、相談から治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、薬物依存症を有している者とその家族が、適切な支援を受けることができる体制を構築します。【保健福祉部】

薬物依存症が回復する病気であること等について、薬物依存症者の理解を促進

し、回復の維持、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における医療や保健、福祉、自助グループ、回復支援施設等の関係機関につなげるなど、状況に応じた連携を図ることで孤立を防ぎます。【保健福祉部】

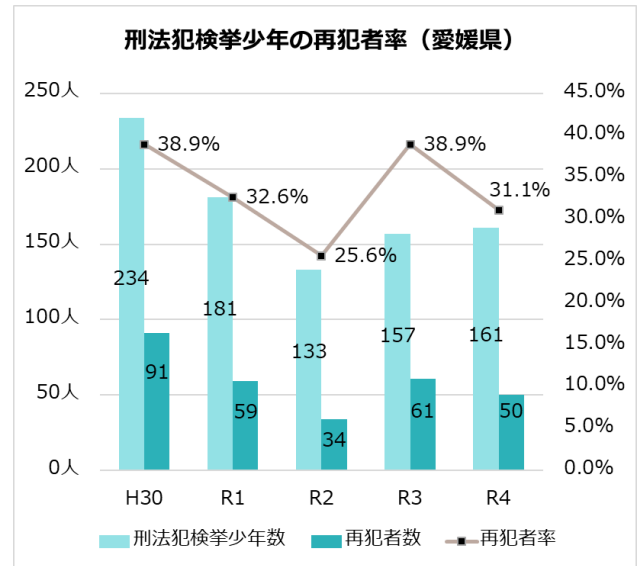
自助グループを含む民間支援団体との連携を推進し、その活動を支援します。  
【保健福祉部】

## 第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

### 1 少年の非行防止等

#### (1) 現状と課題

本県における令和4年の刑法犯検挙人員1,757人のうち、犯罪少年（14歳以上20歳未満）の検挙人員は161人で、全体に占める割合は9.2%（全国8.8%）となっています。また、本県の令和4年の犯罪少年（刑法）における再犯者の割合は31.1%（全国31.7%）で、若い時期から再犯者になってしまう少年が約3割います。（出典：県警察本部「少年非行の概況」、警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」）



犯罪少年（刑法犯違反による検挙少年（14～19歳））の数、再犯者である者の数、及びその割合  
出典：県警察本部調査

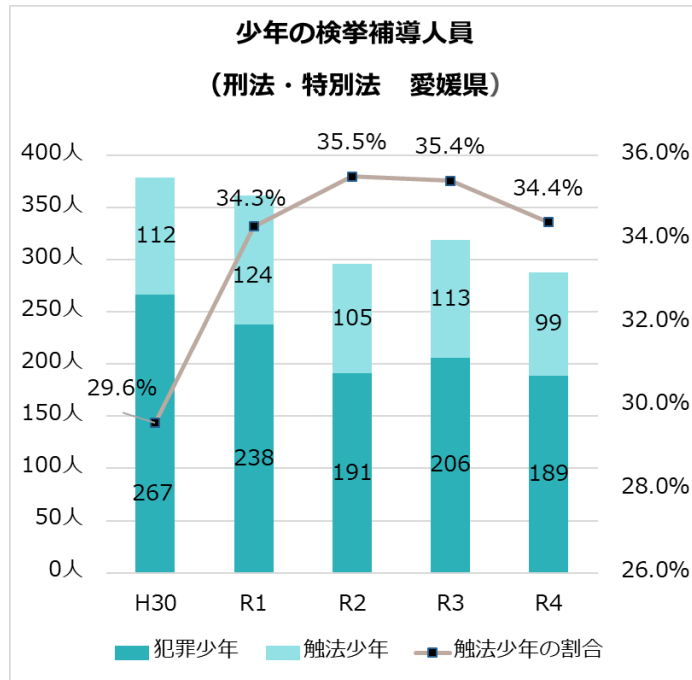
本県における非行少年のうち、触法少年（14歳未満）の占める割合は、令和4年が34.4%（全国28.8%）で、全国の状況を上回る状態が長年続いており、低年齢の非行が特徴に挙げられます。（出典：県警察本部「少年非行の概況」）

このほか、令和4年の本県の非行率（少年人口千人当たりの検挙補導人員（刑法））は1.61で、全国平均の1.31を上回っています。（出典：県警察本部「少年非行の概況」）

県内唯一の少年院である松山学園は、近年、入所者数減少と施設老朽化のため令和5年度末で業務停止となり、四国少年院（香川県）に機能移転されます。矯正施設等への入所が必要な非行事案は減少しているものの、次代を担う青少年の健全育成を図る取組を引き続き行う必要があります。

学校や地域における非行の未然防止や早期発見・対応等の取組を強化するとともに、非行の繰り返しを防ぐため、非行をした少年やその保護者等に対する相談

支援施策を充実させることが求められます。



犯罪少年：犯罪をした少年（14～19歳）  
 触法少年：14歳未満で犯罪に当たる行為をした少年  
 出典：県警察本部調査

## (2) 国の取組等

松山少年鑑別所では、「松山法務少年支援センター」として地域社会における非行等や思春期における行動理解に関する知識等を活かし、少年や保護者など個人からの相談に応じているほか、児童相談所、学校・教育機関、青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等と連携を図りながら、地域社会における非行・犯罪の防止活動や青少年の健全育成に関する活動支援等を行っています。

一部の保護観察所においては、保護観察対象者の希望する修学・就労イメージの明確化や、そのイメージの実現に向けた動機付けを高めるため、令和5年度から民間会社の協力を得て、保護観察対象者の修学・就労への動機付けを高める支援ツール（CANVAS: Career education for Appreciating New Values and Adventurously Sailing against the wind）を開発し、その試行を行っています。

### (3) 県の具体的施策

#### ① 学校における適切な教育・指導の実施

スクールカウンセラーやハートなんでも相談員を小・中学校へ配置し、非行等の未然防止や早期発見を行い、地域と学校との連携や学校の相談体制の整備を支援します。【教育委員会】

スクールライフアドバイザーを県立高等学校等に配置し、生徒や保護者、教員に対する相談活動を充実させるとともに、地域と学校との連携や学校等の相談体制の整備を支援します。また、非行防止教室を実施し、問題行動の未然防止に努めます。【教育委員会】

薬物の乱用による危険性・有害性や、薬物に手を染めないための意識啓発など、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を行うため、学校や地域のイベントや講習会に職員（講師）を派遣します。【保健福祉部】

県青少年育成協議会による各種啓発事業や会合等を通じて、各団体等と連携し、青少年の非行防止と健全育成を支援します。【保健福祉部】

児童生徒全般に関する相談窓口による相談や、24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話やSNSを活用した相談体制の構築など、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。【教育委員会】

学校からの要請により、警察職員やスクールサポーターを講師派遣し、非行防止教室を開催します。また、少年警察ボランティア等と連携し、非行防止や健全育成を目的とした児童生徒等に対する社会奉仕体験活動などを実施します。【警察本部】

#### ② 地域における少年の立ち直り支援

保護処分により児童自立支援施設等に送致された児童については、「児童の最善の利益のために」を基本理念として、施設・職員による「子どもの自立支援」、「保護者・家庭の支援」、「地域社会支援」を行います。また、児童自立支援施設退所

後に高等学校進学などで児童が不利益を被らないよう、施設内学校はもとより、出身学校（原籍校）や関係機関と連携しながら支援します。【保健福祉部】

「すべての子どもを社会全体で育む」ことを基本理念として、非行少年についても、児童相談所や少年サポートセンター等において、再非行の防止の観点を含めた非行の未然防止のための相談・支援ができるよう、松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力の向上に努めます。【保健福祉部、警察本部】

## 2 学校等と連携した修学支援の実施等

---

### （1）現状と課題

日本の高等学校への進学率は、98.8%ですが、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退しています。（出典：国第二次再犯防止推進計画）

就職し自立した生活を送る上で、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることから、非行の有無に関係なく全ての子どもたちに学べる機会を提供することが重要です。関係機関が連携し、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等に取り組むことが求められます。

### （2）国の取組等

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等の支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供（修学支援ハンドブック配布等）、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略。非行少年の自立を支援するとともに

に、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

### （３）県の具体的施策

#### ① 学校や地域における学び直しのための支援

高等学校等を中退した人が再び高等学校等で学び直す場合、支給要件に基づき、授業料の支援を行います。【総務部、教育委員会】

生活困窮者自立支援制度の若者学習サポート事業により、高等学校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりを支援します。【保健福祉部】

自立援助ホームに入居中で高等学校中退等により学校教育が中断している非行少年については、社会で自立していく上での修学の重要性についての理解を促し、通信制高等学校等への入学などにより再び学ぶための支援を行います。また、その際の高等学校の入学金や授業料等の修学経費の一部を支弁します。【保健福祉部、総務部、教育委員会】

中途退学した生徒に対し、その後の再修学に関する情報提供を行います。【教育委員会】

#### ② 少年院・保護観察所等と連携した取組の検討

犯罪をした者等の円滑な社会復帰のための情操の涵養や少年の健全育成に向けて、松山少年鑑別所（松山法務少年支援センター）など関係機関が処遇・指導等の一環として行う読書に関する取組について、同機関の求めに応じ、公立図書館との連携などを検討します。【教育委員会】

少年院を出院する者に対する地域における学習ボランティアや、復学・進学の手段などの情報提供を行います。【教育委員会】

少年院在院中又は出院後に復学する者等について、矯正施設、保護観察所と学校関係者との連携を密にし、ケース検討会を実施するなど、円滑な学びの継続を図ります。【教育委員会】



## 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施のための取組

### 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施

#### (1) 現状と課題

令和4年に刑事施設に再入所した8,033人のうち、前刑時の犯罪が性犯罪（強制わいせつ・同致死傷、強制的性交等・同致死傷）である者は84人でした。新たな性犯罪加害者を生まないため、性犯罪者の再犯防止対策の強化を含め、加害行為の未然防止を図ることが課題とされています。（出典：法務省・矯正統計年報）

性犯罪の同種犯罪による2年以内再入率

（平成28年～令和2年）

年次 (出所年)	出所 受刑者数 a(人)	2年以内再入所者数		うち同種犯罪	
		b(人)	b/a(%)	c(人)	c/d(%)
H28	674	54	(8.0)	12	(22.2)
H29	643	53	(8.2)	13	(24.5)
H30	653	55	(8.4)	13	(23.6)
R元	630	40	(6.3)	5	(12.5)
R2	536	27	(5.0)	8	(29.6)

※「性犯罪」は、強制的性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。

法務省・令和4年度再犯防止推進白書より

ストーカーやDVなど人身安全関連事案について、令和4年の本県の検挙人員は、ストーカー事案が27人、DV事案が58人です。（出典：県警察本部）

警察本部において、ストーカー加害者等に対する精神医学的治療の推進に取り組んでいますが、治療に伴う費用の支出が受診の妨げになっています。

県内における令和4年の暴力団構成員等の検挙件数は126人ですが、令和2年には214人を記録するなど、年により様々です。県内の暴力団員の構成員等の総数は約280人（令和4年12月末現在）で減少傾向にあり、引き続き、暴力団からの離脱や社会復帰に向けた支援を推進することが求められます。（出典：県警察本部）

飲酒運転で検挙された者のうち、3割程度の者にアルコール依存症の疑いがあったことが報告されています。また、ギャンブル等依存症が多重債務や犯罪等の問題に密接に関連しています。犯罪をした者等に依存症が疑われる場合は、回復できるように適切な支援につなげることが求められます。（出典：国の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画）

このような犯罪を行う者等に、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えてい

けるよう専門的な支援が必要です。

犯罪や非行の内容に加え、犯罪をした者等一人ひとりの家庭環境、経歴、心身の状況、交友関係、経済的な状況などを把握した上で、関係機関の連携により特性に応じた効果的な指導や支援を長期にわたり行うことが重要です。

## (2) 国の取組等

国においては、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図っています。

また、刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、社会福祉士の協力を得て福祉支援につなげるなど、適切なアセスメントも実施しています。

保護観察所においては、特定の犯罪的傾向を改善するため、成人の保護観察対象者に対して、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムを実施してきましたが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴ってその実施対象を18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にも拡大しました。また、児童虐待に焦点をあてた暴力防止プログラム、嗜癖的窃盗事犯者に対するワークブックを用いた指導、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムを実施しています。

さらに、刑事施設等では令和5年12月から新たに被害者等の心情等の聴取・伝達制度を開始しました。本制度では、被害者等の心情等を聴取し、被害者の希望があれば、直接の加害者である受刑者に対し伝達します。

## (3) 県の具体的施策

保護処分 of 審判を受け、児童自立支援施設等に送致されて県による児童福祉法上の措置の対象となる少年については、特性に応じて松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）や保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行います。【保健福祉部】

16歳未満の子どもに対して不同意わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑務所出所者等については、出所後の所在を確認し、本人の同意のもと面談を実施し、必要に応じて関係機関・団体等の支援に結び付けるなど、再犯防止に向けた措置の充実に努めます。【警察本部】

保護観察所とストーカー加害者の保護観察処分実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所による仮釈放の取消しの申出等の措置に協力し、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。また、ストーカー規制法により、加害者への警告や禁止命令等を行うほか、医療機関等によるカウンセリング等への受診の働きかけを行い、心理学的なアプローチを推進します。【警察本部】

暴力団対策アドバイザー及び担当係が、県暴力追放推進センター等と連携し、暴力団からの離脱支援・社会復帰支援を推進し、暴力団離脱・ワークサポート協議会を開催するなど、暴力団離脱者の社会の受け皿を構築していきます。【警察本部】

少年サポートセンターを中心に、学校等での非行防止教室を行い、早期の段階から規範意識の醸成を行うとともに、非行少年の特性に応じ、自己の生活の振り返りと行動改善に向けた社会奉仕活動、農作業体験、料理体験等の体験活動等の機会を通じて、非行少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を通じた立ち直り支援を実施します。【警察本部】

非行のある少年等の立ち直りを目的とした、松山保護観察所の社会貢献活動の実施に協力します。【県民環境部、保健福祉部】

アルコールやギャンブル等への依存症から回復することができるよう、関係機関と連携して相談支援体制の構築を図ります。【保健福祉部】

## 第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

### 1 民間協力者の活動の促進

#### (1) 現状と課題

本県における再犯防止の推進にあたっては、地域において、犯罪や非行をした者等の社会復帰支援や、犯罪や非行を防止するための活動などを行っている保護司や更生保護女性連盟、BBS連盟等の更生保護ボランティアのほか、更生保護施設を運営する更生保護法人、矯正を支える篤志面接委員や教諭師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援等に取り組む警察少年サポーター、NPO法人や自助グループなど多くの民間ボランティアの方々に支えられています。

このような民間協力者の活動は、持続可能な社会やインクルーシブな社会の実現に重要で欠かせない尊いものであり、社会において高く評価されるべきものです。

一方、令和5年1月現在の保護司の数は759人で、定数804人が充足できない状態が続いています。高齢化が進んでおり、保護司活動に伴う不安や負担が大きいため、担い手の確保が課題です。

(出典：松山保護観察所調査)

保護司数及び定数充足率

	保護司数(人)	保護司充足率
愛媛県	759	94.4%
全国	46,956	89.4%

令和5年1月1日現在 出典：法務省調査

地域における犯罪をした者等の社会復帰を進めるため、県民の理解を深め、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

#### (2) 国の取組等

国においては、民間ボランティアの活動促進を図るため、各種研修会の開催や広報の充実、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供のほか、保護司の活動拠点としての更生保護サポートセンターの設置の推進を図っています。

また、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動

環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとしています。

松山保護観察所においては、愛媛県保護司会連合会と協力し、地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司セミナーを開催し、保護司活動等について紹介するとともに、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促す取組を行っています。

また、矯正施設の工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施することで、協力雇用主に対する社会的評価を高めるための取組を行っています。

### (3) 県の具体的施策

#### ① 民間ボランティアの活動に係る支援

保護司の人材確保を支援するため、松山保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会等においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。【県民環境部、総務部】

民間協力者の活動を支援していくため、県更生保護女性連盟の活動に対し助成を行います。【県民環境部】

社会復帰するにあたり役立つと思われる就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等の情報を整理したチラシ等を刑務所等出所時に犯罪をした者等に配布するほか、保護司や更生保護関係団体等に制度等を周知し、地域における立ち直り支援活動を支援します。【県民環境部】

刑の一部執行猶予制度の施行に伴って、保護司が担当する薬物事犯者保護観察対象者が増加していることから、保護司や更生保護法人等が行う研修会等において、薬物関連問題に関する情報提供や、要請に応じ、薬物乱用防止対策に関する研修を行います。【保健福祉部】

公共調達において、その公正な運用や成果物の品質確保等に留意しながら、協

力雇用主の受注機会の増大を図るなど、協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。(再掲)【総務部】

## ② 更生保護活動者に対する顕彰

功績のあった少年補導委員や保護司に対して知事感謝状を贈呈します。【県民環境部、保健福祉部】

民間協力者(保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主、自立準備ホーム等)による再犯の防止等に関する活動を広く普及促進するため、松山保護観察所等の更生保護に係る関係機関・団体の協力のもと、更生保護ボランティア活動等で、顕著な功績のあった者や、就労を通して立ち直り支援を行うなどの善行があり、他の模範となる者に対し表彰を行うことを検討します。【県民環境部、保健福祉部】

## 2 広報・啓発活動の推進

---

### (1) 現状と課題

再犯を防止し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会を構成する一員となるためには、社会復帰を支援する民間協力者や県民の理解を図り、更生しようとする者等を受け入れる地域社会づくりが重要になります。

法務省が主唱する犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」が例年7月に実施されており、県内においても街頭啓発や講演等の普及啓発活動や非行防止教室等が実施されています。この“社会を明るくする運動”に関連した行事への参加者数について、令和4年の県内参加者は延べ44,621人でした。新型コロナウイルスの影響等により、近年、参加者数が減少傾向にあります。再犯防止の推進には県民の理解と協力が不可欠であることから、さらに県民の関心を高めることが必要とされています。

## (2) 国の取組等

国においては、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

また、再犯防止推進法第6条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定めています。

“社会を明るくする運動”の一環として、松山刑務所が実施している「矯正展」は、松山少年鑑別所との共催により行われ、刑務作業製品の展示・即売のほか、地方公共団体や更生保護女性会などの地域団体等も出展する恒例の催事となっています。

## (3) 県の具体的施策

### ① 広報・啓発活動の推進

7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において「青少年の非行・被害防止全国強調月間」との連携も検討しながら、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組みます。また、再犯防止について、県民における理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携し、広報・意識啓発に取り組みます。【県民環境部】

出所後の社会復帰に向けた国の取組や更生保護の役割等について、県民の理解が促進されるよう、矯正施設や更生保護法人が実施する施設見学会や地域との交流事業等への参画、県民への広報について協力します。【県民環境部】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、人権啓発イベント等において啓発を行います。【県民環境部】

市町の再犯防止担当者への研修会や、支援関係機関等も含めた地方局単位の地域別会議等を実施し、再犯防止の理解や取組促進に向けた研修を実施します。【県

民環境部】

警察本部ホームページ、リーフレット等を活用した非行少年を生まない社会づくりの広報や、少年の立ち直り支援活動の周知を行います。【警察本部】



## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

---

国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」において、関係者による情報交換・情報共有を通じて、再犯防止関係機関同士の連携を図りながら再犯防止のための取組を進めます。

庁内関係課等で構成する「社会復帰支援による再犯防止連絡調整会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、「愛媛県再犯防止推進会議」との連携を図りながら、効果的、効率的な施策の推進を図ります。

地域別再犯防止推進会議や研修会等の開催により、市町との連携や支援関係機関等の相互に顔の見える関係を構築し、地域社会での円滑な支援につなげていきます。

### 2 進行管理

---

「第二次愛媛県再犯防止推進計画」の推進にあたっては、「愛媛県再犯防止推進会議」において、進捗状況の検証・評価、課題の検討等を行います。また、本計画については、社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を勘案し、適宜、計画の見直しを行います。

## 再犯の防止等に関する施策の指標について

### 第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

<p><b>刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少</b>                  (※基準値から毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む)</p> <p>基準値 (計画策定時の直近の統計データ)                  890人 (令和4年 (2022年))</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>目標値                  650人 (令和10年 (2028年))                  (参考: 過去実績) 1,646人 (平成25年 (2013年))</p>
--

### 第2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考指標

再犯の防止等に関する重点課題における取組の動向を把握するため、次の指標を参考指標とします。

#### 1 国・市町・民間団体等との連携強化のための取組

##### (1) 県再犯防止推進会議の開催実績

(単位: 回)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
開催実績	3	2	1	1

(出典: 県民生活課)

##### (2) 再犯防止に係る地域ネットワークづくりに係る会合等の参加人数

(単位: 人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
参加人数 (市町研修会及び地域別推進会議)	269	233	144	146

(出典: 県民生活課) ※令和元年度のみ市町研修会も含む。

#### 2 就労・住居の確保のための取組

##### (1) 協力雇用主数、実際に支援対象者を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている支援対象者数

(単位: 社、人)

	H31年	R2年	R3年	R4年
協力雇用主数	225	247	286	287
実際に支援対象者を雇用している 協力雇用主数	11	23	19	16
協力雇用主に雇用されている 支援対象者数	13	26	25	20

(出典: 法務省 平成31年は4月1日、令和2年以降は10月1日現在)

(2) 保護観察終了時（1号及び2号）に無職である者の数及びその割合

○少年

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
保護観察終了人員	136	139	103	103	111
保護観察終了時に無職である者の数	8	10	9	7	4
上記の割合	5.9%	7.2%	8.7%	6.8%	3.6%

(出典：法務省)

(3) 保護観察終了時（3号及び4号）に無職である者の数及びその割合

○成人

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
保護観察終了人員	165	200	156	174	172
保護観察終了時に無職である者の数	58	76	63	62	69
上記の割合	35.2%	38.0%	40.4%	35.6%	40.1%

(出典：法務省)

(4) 更生保護施設や自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

(単位：人)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
更生保護施設	100	94	76	70	56
自立準備ホーム	37	29	26	37	36

(出典：法務省)

(5) 県内の事業主からのコレワーク利用件数（平成28年11月以降の累計）

(単位：件)

	R元年末	R2年末	R3年末	R4年末
相談を受け、施設情報を提供した件数	15	44	140	209

(出典：法務省高松矯正管区)

### 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 県地域生活定着支援センターの支援により調整を行った者の数

(単位：人)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
コーディネート業務終了者数 (帰住地への受け入れ調整)	16	16	13	19	12
フォローアップ業務終了者数 (受け入れ施設や本人等への支援)	11	12	8	49	5

(出典：県保健福祉課)

(2) 刑法犯検挙人員における再犯者のうち高齢者の数及びその割合

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
刑法犯検挙人員	2,401	2,056	1,899	1,788	1,757
検挙人員のうち、再犯者数	1,230	1,048	952	905	890
上記再犯者のうち、高齢者数	342	328	314	301	316
上記の割合	27.8%	31.3%	33.0%	33.3%	35.5%

(出典：県警察本部)

(3) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 (単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
薬物事犯保護観察対象者数	56	61	60	72	73	58
保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数	4	4	0	2	3	1
上記の割合	7.1%	6.6%	0.0%	2.8%	4.1%	1.7%

(出典：法務省)

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

(1) 犯罪少年検挙人員（刑法）における再犯者数及びその割合

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
犯罪少年検挙人員（刑法）	234	181	133	157	161
上記のうち再犯者の数	91	59	34	61	50
上記の割合	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	31.1%

(出典：県警察本部)

(2) 県内の少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時復学・進学決定した者の数

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
復学・進学希望者数	7	8	4	5	3
復学・進学決定者数	1	4	3	2	0

(出典：法務省)

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 保護司数及び保護司充足率

(単位：人)

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
保護司数	751	772	753	760	759
定数(804人)に対する充足率	93.4%	96.0%	93.7%	94.5%	94.4%

(出典：法務省統計 1月1日現在)

(2) 社会を明るくする運動の行事参加人数

(単位：人)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
参加人数	69,935	116,153	8,755	31,360	44,621

(出典：法務省)

## 県の施策体系

重点課題	基本的な方向性		具体的な取組	担当部局	
第1 国・市 町・民間 団体等 との連 携強化	1 国・市 町・民 間団体 等との 連携強 化	①国、民間団体等との連携強化への取組	ア 関係機関等で構成する県再犯防止推進会議の開催と施策の検証・評価等の実施	県民環境部	
			イ 法務省主催会議等への参加及び法務省地方機関等との連携及び情報共有の促進	県民環境部	
			ウ 施策の周知と相互理解（情報共有）による連携した相談の実施	県民環境部 保健福祉部	
		②市町と連携した施策の推進	ア 市町向け連絡会議等の開催による情報提供や支援の必要性の理解促進	県民環境部	
			イ 市町再犯防止推進計画の策定促進に向けた支援	県民環境部	
			ウ 市町と連携した啓発活動	県民環境部	
第2 就労・住 居の確 保	1 就労の 確保	①就労に必要な基礎知識や技能等の習得	ア 県の職業訓練に係る支援	経済労働部	
			②就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	ア 生活困窮者自立支援制度の周知及び就労支援コーディネーターの配置による就職支援や職場定着支援の実施	県民環境部 保健福祉部
		イ 生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による生活改善支援や一時生活支援の実施		保健福祉部	
		ウ ジョブカフェ愛 Work による若年者支援		経済労働部	
		エ えひめ若者サポートステーションによる職業意識の涵養等		経済労働部	
		オ 第一次産業への就労機会の拡大		県民環境部 農林水産部	
		カ 暴力団離脱者への社会復帰支援		警察本部	
		③協力雇用主の確保等		ア 関係機関と連携した協力雇用主制度等の周知	県民環境部
			イ 協力雇用主の社会的評価の向上	総務部	
		④事業者の更生保護活動に対する支援	ア 職場体験や雇用などの更生保護活動への支援	県民環境部	
			イ 国等関係機関と連携した研修会の開催	県民環境部	
		⑤福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	ア 障害者就業・生活支援センターにおける自立支援	保健福祉部 経済労働部	
			イ 福祉的就労への支援	保健福祉部	
		⑥一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	ア 一般就労に向けた知識等習得支援	保健福祉部	
			イ 社会的企業（ソーシャルビジネス）との連携の検討	県民環境部 保健福祉部	
		2 住居の 確保	①地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援	ア 生活困窮者自立支援制度による居住支援	保健福祉部
				イ 居住施設を備えた協力雇用主の拡大	県民環境部
				ウ 非行少年への自立援助ホームの活用	保健福祉部
②賃貸住宅の供給促進	ア 居住支援協議会を通じた市町や関係団体等の協力促進		県民環境部 土木部		
	イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及促進		土木部		

			ウ 住宅セーフティネットとしての空き家等の活用検討	土木部
		③公営住宅への受け入れ	ア 県営住宅入居に関する低額所得者への柔軟な取り扱いと市町への働きかけ	土木部
			イ 国の動向を見極めた県営住宅への支援対象者の優先入居の検討	土木部
		④一時的な居場所の確保	ア 自立準備ホーム制度の周知への協力	県民環境部
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	1 高齢者又は障がいのある人への支援	①福祉的支援の実施体制の充実	ア 県地域生活定着支援センターによる受け入れ施設等の調整、フォローアップと取組の充実強化	保健福祉部
			イ 関係機関を対象とした研修や意見交換会等による多機関の地域ネットワークづくり	県民環境部 保健福祉部
			ウ 福祉施設職員等を対象とした矯正施設見学会等の周知	県民環境部
			エ 地域福祉支援計画との連携	保健福祉部
		②保健医療・福祉サービスの提供	ア 矯正施設等と連携した福祉サービス利用のための手続きの円滑な実施	保健福祉部
			イ 施策の周知・相互理解（情報共有）による連携した相談の実施（再掲）	県民環境部 保健福祉部
	2 薬物依存を有する者への支援	①薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	ア 薬物依存症に関する相談窓口等の周知	保健福祉部
			イ 薬物乱用に係るリスクや正しい知識等の普及啓発	保健福祉部
		②治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実	ア 医療提供体制の整備とネットワーク化の促進	保健福祉部
			イ 自立支援医療制度による負担軽減	保健福祉部
		③関係機関・団体等の連携強化	ア 関係機関等との連携強化と継続的な支援の検討	保健福祉部
			イ 対象者と家族への支援体制の構築	保健福祉部
			ウ 正しい理解の促進と対象者の孤立の防止	保健福祉部
			エ 民間支援団体との連携と活動支援	保健福祉部
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	1 少年の非行防止等	①学校における適切な教育・指導の実施	ア スクールカウンセラー等の配置による相談体制の整備	教育委員会
			イ 相談活動の充実と非行防止教室による問題行動の未然防止	教育委員会
			ウ 薬物乱用防止教室の実施	保健福祉部
			エ 県青少年育成協議会と各団体との連携強化	保健福祉部
			オ SNS等を活用した相談体制の構築	教育委員会
			カ 非行防止教室や少年警察ボランティア等と連携した社会活動の実施	警察本部
		②地域における少年の立ち直り支援	ア 児童自立支援施設等送致児童への支援	保健福祉部
			イ 民間協力者等の知識や対応力の向上に向けた支援	保健福祉部 警察本部
	2 学校等	①学校や地域における学び直しのための	ア 高校等中退者の学び直しに係る授業料の支援	総務部 教育委員会

	と連携した修学支援	支援	イ 若者学習サポート事業による学習機会の提供及び居場所づくり	保健福祉部
			ウ 自立援助ホーム入居中の非行少年の学び直しの支援	保健福祉部 総務部 教育委員会
			エ 中途退学者への再修学の情報提供	教育委員会
		②少年院や保護観察所等と連携した取組の検討	ア 読書に関する取組についての関係機関連携の検討	教育委員会
			イ 地域の学習ボランティア等の情報提供	教育委員会
			ウ 復学する者等の学びの継続支援に向けたケース検討会等の実施	教育委員会
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	①犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	ア 児童自立支援施設等送致の保護処分を受けた少年への専門機関と連携した支援	保健福祉部
			イ 子どもへの暴力的性犯罪者の再犯防止支援	警察本部
			ウ ストーカー加害者への適切な措置及びカウンセリング等受診への助言	警察本部
			エ 暴力団からの離脱支援・社会復帰支援の推進	警察本部
			オ 非行少年の社会奉仕活動等による立ち直り支援	警察本部
			カ 松山保護観察所の社会貢献活動への協力	県民環境部 保健福祉部
			キ 依存症に関する相談支援体制の構築	保健福祉部
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進	①民間ボランティアの活動に係る支援	ア 県職員退職者説明会での保護司パンフレットの配布等	県民環境部 総務部
			イ 県更生保護女性連盟への助成	県民環境部
			ウ 保護司等への支援機関・制度等の周知	県民環境部
			エ 保護司等の研修会での薬物乱用防止に係る研修の実施	保健福祉部
			オ 協力雇用主の社会的評価の向上（再掲）	総務部
		②更生保護活動者に対する顕彰	ア 民間協力者への感謝状贈呈	県民環境部 保健福祉部
			イ 新たな表彰制度の検討	県民環境部 保健福祉部
	2 広報・啓発活動の推進	① 広報・啓発活動の推進	ア 社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動	県民環境部
			イ 県民の理解促進に向けた国機関等と連携した交流事業等への協力	県民環境部
			ウ 人権啓発イベント等での啓発活動	県民環境部
			エ 市町向け研修会や地域別会議等による理解や取組の促進	県民環境部
			オ 非行少年を生まない社会づくりの広報や立ち直り支援活動の周知	警察本部

# 《参考資料》

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### （国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （連携、情報の提供等）

第 5 条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### （再犯防止啓発月間）

第 6 条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

#### （再犯防止推進計画）

第 7 条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。



- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

- 第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

- 第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることが出来るよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成 28 年 12 月 6 日  
参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

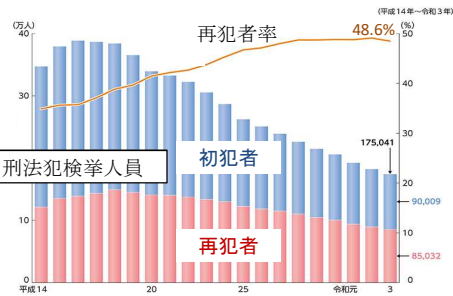
- 1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。
- 2 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

## I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

### 第二次再犯防止推進計画策定の経緯

#### 再犯の現状と再犯防止対策の重要性



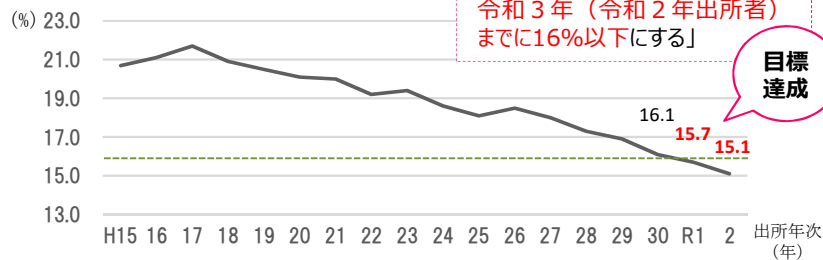
認知件数は戦後最少を更新  
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- 7つの重点課題について、**国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進**

#### 第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
  - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
  - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R.13.10～）
- 地方公共団体との連携強化
  - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
  - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
  - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

#### 出所受刑者の2年以内再入率の推移



### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。**

## II 今後取り組んでいく施策

### 7つの重点課題とその具体的施策

#### ① 就労・住居の確保

##### (1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
- **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

##### (2) 住居の確保

- **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
- 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

##### (1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付け**の強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**

##### (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



#### ③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
  - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

#### ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- **拘禁刑創設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

#### ⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とための保護司に対する支援
  - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



#### ⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
  - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
  - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
  - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

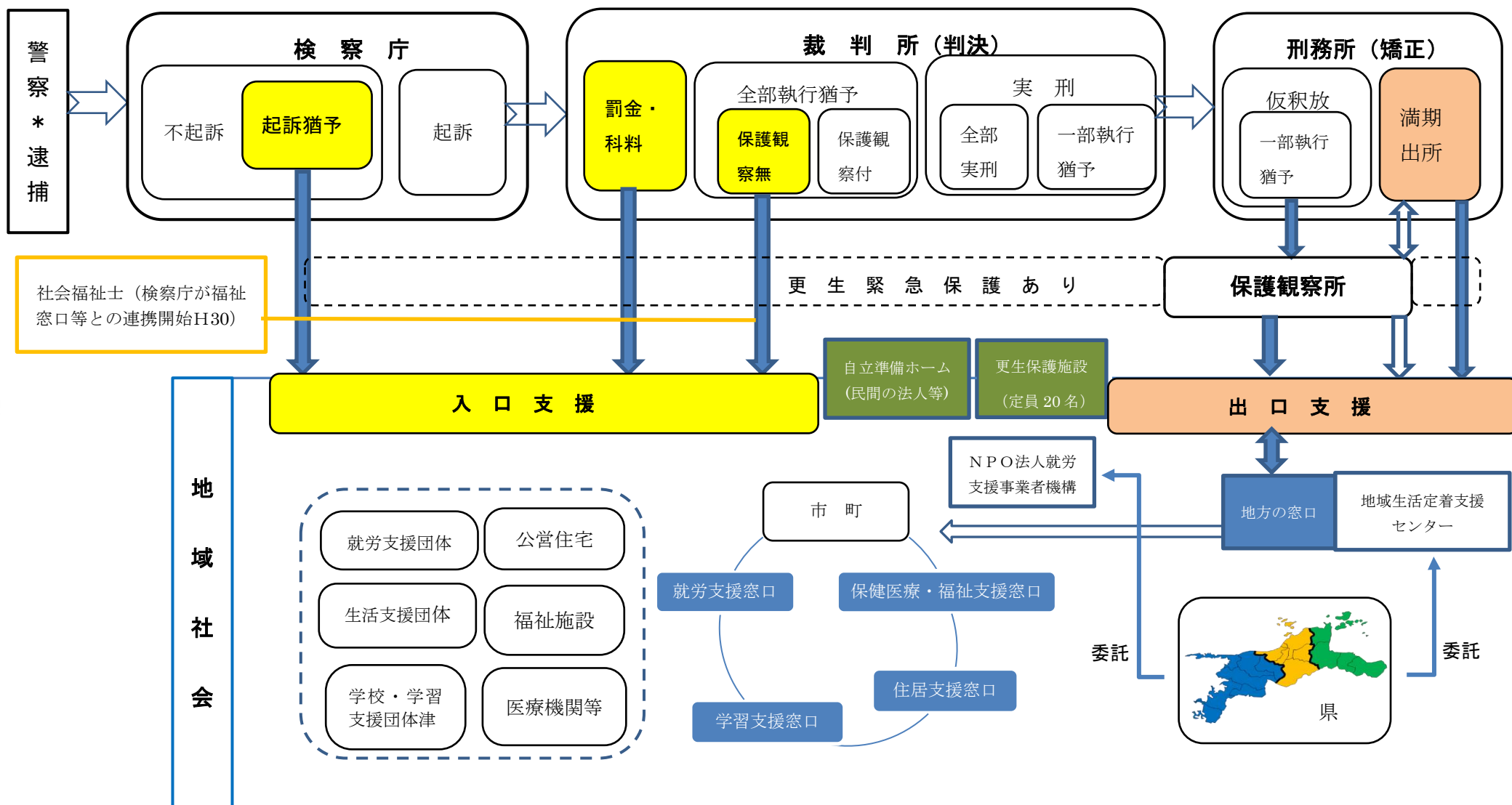
#### ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

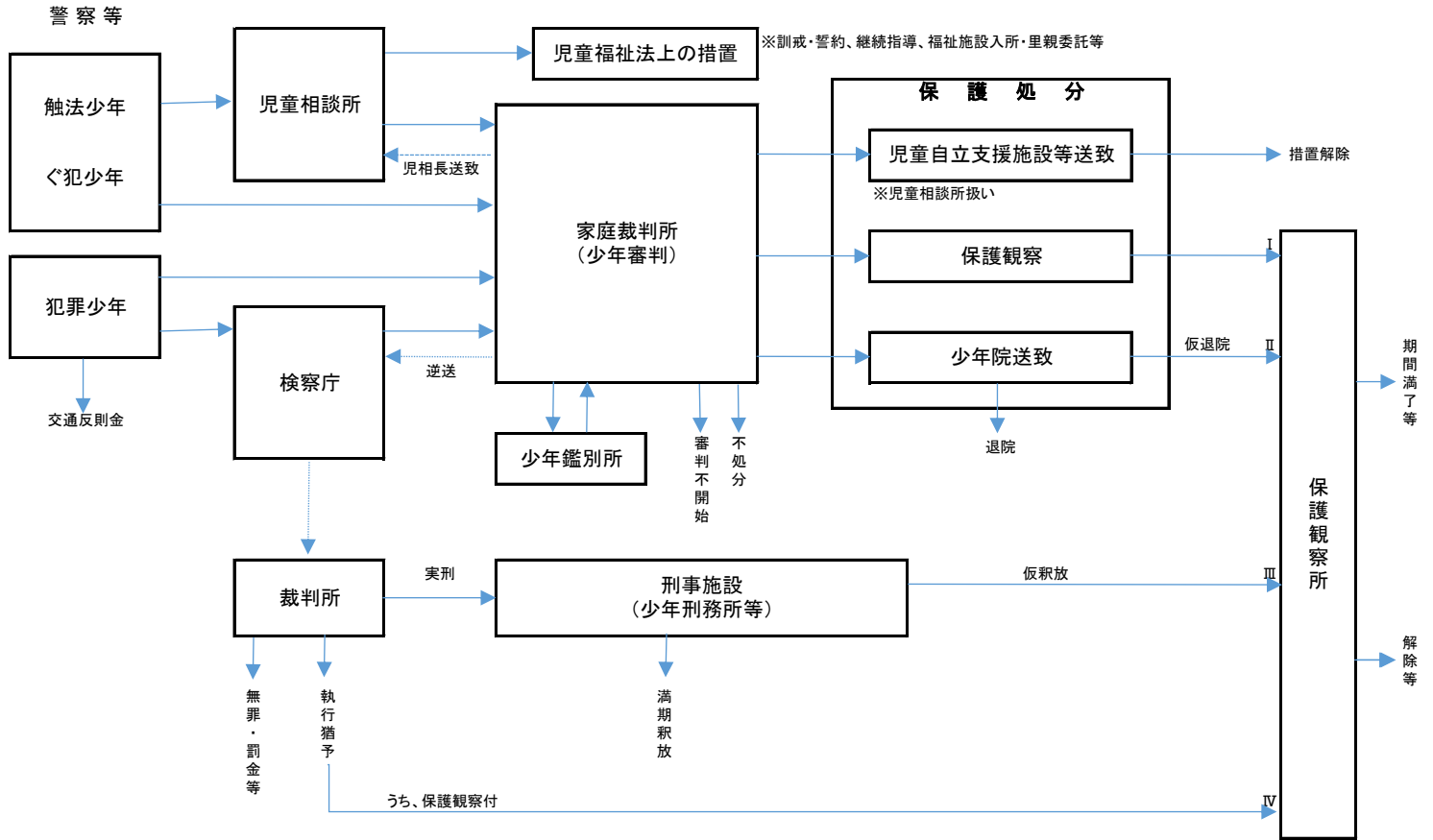
#### 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量数及び再処分量率

# 刑事司法手続きの流れ概要・各刑事司法関係機関と地方公共団体との連携



# 非行少年に関する主な手続き



※ I ~ IVは更生保護法第48条各号

## 用語解説

あ行	
入口支援	起訴猶予者や全部執行猶予者等の矯正施設における処遇を受けていない者への支援。
えひめ若者サポートステーション	厚生労働省および愛媛県から受託して若年無業者の就職支援を行う機関。かかりつけ相談員による個別相談の他、セミナー、ジョブトレーニングなどを実施。
か行	
仮釈放	仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前の段階で仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものである。
起訴猶予者	被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとして検察官により不起訴処分にされた者。
教誨師	矯正施設在所者の希望に基づき、宗教上の儀式行為及び教誨を行うボランティア。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を総称して矯正施設という。犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う。
協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。松山保護観察所に登録されている県内の協力雇用主は 303 社（令和 5 年 4 月 1 日現在）。求職者の多様なニーズに対応するため、幅広い業種における登録の促進が求められる。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、保護観察対象者等）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行う。
居住支援法人	住宅セーフティネット法第 40 条に基づき県が指定した法人。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する。
ぐ犯少年	刑罰法令に該当しない「ぐ犯事由」があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。家庭裁判所の審判対象として挙げられ、その要件は、①保護者の正当な監督に服しない性癖、②正当な理由なく家庭に寄り付かない、③犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りする、④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖、の四つがある。
刑事施設	矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設という。
刑の一部執行猶予制度	平成 25 年 6 月の刑法改正により、刑の一部執行猶予制度が導入され、この改正と同時に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律が制定された。裁判所が 3 年以下の懲役・禁錮を宣告する場合に、その刑の一部について、1 年以上 5 年以下の期間、執行を猶予することができる制度をいう。初入者（前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から 5 年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等）や薬物使用等の罪を犯した者が対象となる。
刑法犯	危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除いた刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。 ①爆発物取締罰則、②決闘罪に関する件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等処罰法、⑤窃盗等の防止及び処分に関する法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的犯罪処罰法 なお、警察庁では、事件内容によって刑法犯を凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、

	<p>知能犯、風俗犯、その他の刑法犯という6種類に分類している。</p>
刑務所	<p>主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。県内には松山刑務所及び松山刑務所西条刑務支所がある。</p> <p>松山刑務所、西条刑務支所 P68</p>
検挙人員	<p>警察が検挙した事件の被疑者の数。</p> <p>※検挙：犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げること。</p>
検察庁	<p>刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する等の検察官の行う事務を統括する機関。</p> <p>松山地方検察庁 P69</p>
更生緊急保護	<p>刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない場合等に、本人の申し出により、保護観察所長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置。</p>
更生保護	<p>犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。</p>
更生保護サポートセンター	<p>保護司や保護司会をはじめ、更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う。</p>
更生保護施設	<p>刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供だけでなく、保護している期間に生活相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導を行う民間の施設。全国に102施設（令和5年4月1日現在）あり、県内には松山市内に1施設（愛媛県更生保護会（雄郡寮））がある。</p> <p>愛媛県更生保護会（雄郡寮） P72</p>
更生保護就労支援事業所	<p>刑務所出所者等のうち、就労が困難な者に対して、関係機関等と協力して、就職活動支援や職場定着支援を実施する機関。国の委託により民間事業者が設置する。令和5年度は、NPO法人愛媛県就労支援事業者機構が受託している。</p>
更生保護女性会	<p>地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善更生に協力することを目的とする女性ボランティアの団体。</p>
更生保護法人	<p>法務大臣の認可を受け、更生保護事業（保護観察対象者や更生緊急保護対象者の改善更生を図るため、宿泊場所の提供、教養訓練、医療や就職の援助、職業の補導等を行う事業）を営む民間の団体。県内には、更生保護法人愛媛県保護観察協会及び更生保護法人愛媛県更生保護会がある。</p>
心と体の健康センター	<p>精神保健福祉法第6条に規定された県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究、精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等を行う。</p>
コレワーク	<p>受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。組織名は、矯正就労支援情報センター。</p> <p>コレワーク四国 P71</p>
さ行	
再入者	<p>受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。</p>
再犯者	<p>検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。</p>
執行猶予者	<p>刑の全部又は一部の執行を一定期間猶予する旨の判決を受けた者。</p>
児童相談所	<p>児童福祉法第12条に基づく児童福祉の専門機関。県内には県が設置する</p>



	児童相談所が3か所ある。市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする。
児童自立支援施設	非行のほか、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を対象に、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施する施設。県内には県が設置する施設が1か所ある。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題の解決に向け、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいる。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、強調月間である7月には全国各地で地域の実情に応じたイベント等が実施されている。
住宅セーフティネット法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年施行）の略称。平成29年に改正され現行の民間の空き家・空き室を活用し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援を目的とした制度となった。
受刑者	懲役刑、禁固刑又は拘留刑の執行を受けている者。 なお、令和7年6月の拘禁刑導入後に刑が確定した者については、拘禁刑受刑者又は拘留受刑者となる。拘留について、現在は「刑事施設に拘置する。」としているところ、拘禁刑導入後は「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」こととなる。
就業支援事業者機構	事業者の立場から、就労支援対象者を支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、その円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする機関。 NPO 法人愛媛県就業支援事業者機構 P73
障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。県内には松山少年鑑別所がある。 松山少年鑑別所 P70
少年警察ボランティア	警察署長等から「少年警察協助力員」等として委嘱された地域のボランティア。少年の非行防止と健全育成のため、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動等地域に密着した活動を行っている。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年問題に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員を中心に、関係機関と連携しながら、少年の健全育成と非行防止に向けた活動を行っている機関。
少年審判	家庭裁判所が少年保護事件について審理、判断すること。少年審判の目的は、少年の健全育成のため、非行事実を認定し、同時に本人についての要保護性を吟味し、どのような保護的措置に付するのが妥当であるかを決定するものであり、非行事実の認定過程においては司法的機能が重視され、要保護性の判断過程においては、教育的・福祉的機能が重視される。
触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。14歳未満の者は刑法上責任能力がないものとして扱われ、14歳以上で罪を犯した少

	年（犯罪少年）と区別される。原則として児童福祉法の処置が行われるが、家庭裁判所の審判に付す対象でもある。
ジョブカフェ愛 work	概ね 15 歳から 44 歳でサポートを希望する人を対象に、就職等に関する様々なサービスを提供する機関。愛媛県若年者就職支援センター。
自立援助ホーム	義務教育を終了した主に 15 歳から 19 歳までの少年が入居し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導及び就業の支援等を行う児童福祉法上の事業。児童相談所を通じて入居調整が行われる。
自立準備ホーム	保護観察所にあらかじめ登録された NPO 法人や社会福祉法人（登録事業者）が管理する宿泊場所のこと。登録事業者は、保護観察所から委託を受け、適当な住居の確保が困難な保護観察対象者や更生緊急保護対象者を一時的に自立準備ホームで生活させ、自立支援を実施していく。
スクールサポーター	警察官を退職した者等で警察署等に配置され、学校を訪問するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。
生活困窮者自立支援制度	平成 27 年 4 月から開始した生活全般にわたる困りごとの相談支援制度。全国に相談窓口が設置されており、働きたくても働けない、住む所がないなど、一人ひとりの状況に合わせ、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。
<b>た行</b>	
地域援助	保護観察所が、地域住民又は関係機関等から、改善更生や犯罪予防に関する事項についての相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うもの。相談内容に応じて、地域にある様々な機関や団体と連携して、医療、福祉、就労その他必要な援助を受けることができるよう調整していく。
地域生活定着支援センター	矯正施設を退所した後、高齢又は障がいのために自立した日常生活を営むことが困難な人に対し、福祉サービス等の利用の支援を行うための機関。各都道府県に設置され、本県では愛媛県社会福祉協議会に委託している。 愛媛県地域生活定着支援センター P72
地域包括支援センター	市町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法）
出口支援	刑務所出所者等を対象とし、矯正施設に収容されている段階から面接やアセスメント等を行い、矯正施設から出所等した後に福祉的支援（就労・居住支援等を含む）につなげる取組をいう。
篤志面接委員	矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。
特定少年	18 歳及び 19 歳の者。民法改正により成年年齢が 18 歳に引き下げられたが、18 歳及び 19 歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、特定少年として、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとなった。
特別調整	高齢者（概ね 65 歳以上）又は障がいを有する刑務所入所者等であつて、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき福祉サービス等の利用調整や帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと。 （参考） 一般調整：特別調整以外の生活環境の整備を行うこと。
<b>な行</b>	
認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等の捜査機関が発生を認知した事件の数をいう。
<b>は行</b>	
ハローワーク	就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担い、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対

	策などの業務を一体的に実施する国の機関。
犯罪少年	罪を犯した 20 歳に満たない者をいう。刑法その他特別法の定める犯罪の成立要件を満たすものと解される。
犯罪をした者等	再犯防止推進法第 2 条では、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者と定義している。 例えば、①警察において微罪処分となった者、②検察庁において起訴猶予処分となった者、③裁判所において罰金を科せられた者、④裁判所において刑の全部執行猶予となった者、⑤矯正施設に入所した者、などを指す。
BBS 会	兄や姉のような身近な存在として、非行少年や社会生活の適応が困難となっている少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。 愛媛県 BBS 会 P74
非行少年	非行のある少年（非行少年）とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年、③ぐ犯少年のことをいう。
附帯決議	附帯決議とは、政府が法律を執行するにあたっての留意事項を示したものであるが、政治的効果があるのみで、法的拘束力はない。また、地方議会においても議案可決時に附帯決議がなされることがある。
法務少年支援センター	少年鑑別所が「地域援助」業務を行うときに使用する名称（少年鑑別所法施行規則（平成 27 年法務省令第 31 号）第 2 条）。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察所	地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察等の業務を行う機関。 松山保護観察所 P69
保護観察期間	保護観察処分少年：原則 20 歳まで（特定少年は 6 月又は 2 年間） 少年院仮退院者：原則 20 歳まで（特定少年は家庭裁判所が決定した期間） 刑務所仮釈放者：残刑期間 保護観察付執行猶予者：執行猶予の期間
保護司	犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の一般職国家公務員で給与は支給されていない。
保護処分	家庭裁判所が非行少年に対して行う終局処分である。少年の健全育成を目的とする性格の矯正と環境の調整等に関する教育的・福祉的な措置を内容とする。その種類は、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致である。保護処分決定の要件は審判条件、非行事実及び要保護性の存在である。また、付随的措置として、環境調整措置命令、報告・意見聴取、成績視察、処遇勧告がある。
補導（少年）	少年の健全育成に資するため、必要な指導や助言を行い、又はその保護者に対し必要な連絡を行うこと。
補導委託	試験観察と併せてとられる家庭裁判所の付随措置の一つで、適当な施設、団体又は個人に補導を委託することである。調査だけでなく、教育的作用も期待した制度である。更生保護施設等に少年を居住させ、生活指導等の補導を行う身柄付補導委託と生活指導等のみ委託する在宅補導委託の 2 種類がある。
ま行	
満期釈放	刑の執行（刑期）が終了したことによる釈放
ら行	
労役場	労役場は、罰金又は科料の裁判を受けた者が、その罰金又は科料を完納することができない場合に、その者を一定期間、労役に服させるために留置する施設である。 なお、労役場は刑事施設に付設されているが、刑事施設ではない。

# 関係施設・団体の紹介

## ●松山刑務所

松山刑務所は、主に四国地方で刑が確定した受刑者のうち、執行刑期が10年未満の犯罪傾向の進んでいない20歳以上の受刑者を収容している収容定員が954名の中規模施設です。

収容している受刑者の特性が「犯罪傾向の進んでいない」ことに鑑み、通常の矯正処遇に加え、ハローワークへの訪問、社会貢献作業、職場体験等を積極的に行うなどして、出所後に再犯に至らないよう指導、支援を行っています。

また、刑法の一部改正に伴う拘禁刑の創設（令和7年6月1日）に伴い、刑事施設では、作業と指導を柔軟に組み合わせた矯正処遇を行うことが求められているところ、令和6年1月から、薬物依存離脱に係る矯正処遇をより重点的に行うことが相当と認められる受刑者を対象に、他の受刑者よりも刑務作業の時間を減じ、改善指導の時間を従前より増加させるなどして、より効果的かつ効率的な矯正処遇を試行的に行う実施庁に指定されました。

## ●西条刑務支所

西条刑務支所は、四国では唯一の女性受刑者を収容するとともに、男女の刑事被告人等も収容している収容定員が78名の小規模な施設です。

当支所は、受刑者の就労支援に積極的に取り組んでおり、日頃から関係部署やハローワーク等と情報共有を行い、出所後、就労が必要であると思われる者に対し、積極的に就労支援面接等の支援を実施しています。

今後、当所においては、収容受刑者のうち、約半数が高齢受刑者であることに鑑み、高齢であっても比較的働きやすい軽作業、農作業及び流れ作業等を行っている就労先の開拓に力を入れる必要があると考えています。

なお、当所にはハローワーク職員の常駐はないものの、定期的に協力雇用主、日本財団職親プロジェクトに登録している事業所の求人情報を収集したうえ、ハローワークの職員が受刑者と面接を実施するなど、出所後に就労するに当たって相談できる体制作りを構築しています。



## ●松山地方検察庁

検察庁は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する等の検察官の行う事務を統括する機関です。

検察庁で行う再犯防止・社会復帰支援は、犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止の観点から、各人の障がいや高齢といった特性を踏まえ、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方公共団体、弁護士等関係機関・団体等と連携し、釈放される時に必要な福祉サービス等が受けられるように橋渡しするなどの取組（「入口支援」と呼んでいます。）を、地域の実情に応じて実施しています。

松山地方検察庁では、「刑事政策推進室」の名称で担当職員を置いて対応しており、検察官・検察事務官が地域の関係機関・団体等と連携するなどして、様々な支援を行っています。

## ●松山保護観察所

「更生保護」という言葉をご存知でしょうか？

「更生保護」とは、犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことによって、これらの人たちが、再び罪を犯さないよう立ち直りを助けたり、健全な社会の一員として自立できるよう支援したりすることを目的とし、保護観察や生活環境の調整、“社会を明るくする運動”などの犯罪予防活動を、その内容としています。

保護観察所は、更生保護に関する事務を行う国の出先機関ですが、その大きな特徴は、常勤の国家公務員である保護観察官と民間ボランティアで無給の非常勤国家公務員である保護司や民間の更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等が協働して、更生保護活動に取り組んでいるというところです。

犯罪や非行が起こるのは地域社会の中ですが、犯罪をした人や非行のある少年が立ち直ることができるのもまた地域社会の中であり、彼らの立ち直りには地域社会の皆様の温かい見守りが何より大切です。犯罪や非行の背景にある望まない孤独や社会的孤立など、様々な“生きづらさ”に寄り添い、再出発を図ろうとする人を受け入れることのできる、包摂的な社会の実現を目指してまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしく願います。



法務省 更生保護マスコットキャラクター  
ホゴちゃん（お遍路さんバージョン）

## ●松山少年鑑別所

少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと（「鑑別」）、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと（「観護処遇」）、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと（「地域援助」）を業務とする法務省所管の施設です。

鑑別・・・家庭裁判所の求めにより、收容した者の非行原因の解明、健全化に向けた処遇指針の立案のために行う收容審判鑑別のほか、対象者を收容せずに行う在宅審判鑑別、少年院・保護観察所等からの依頼に応じて行う処遇鑑別を実施しています。

観護処遇・・・落ち着いた気持ちで審判を受けることができるように、規則正しい生活に向けての指導や生活上の助言を行うほか、少年の健全な育成への配慮として、必要な基本的な生活習慣に関する指導や情操を豊かにするための学習支援・読書・講話等を行っています。

地域援助・・・「法務少年支援センター」として、犯罪や非行に関する問や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、関係機関や保護者の方などからの様々な相談業務を実施しているほか、その他研修会や講演会、法教育の実施等も行っています。



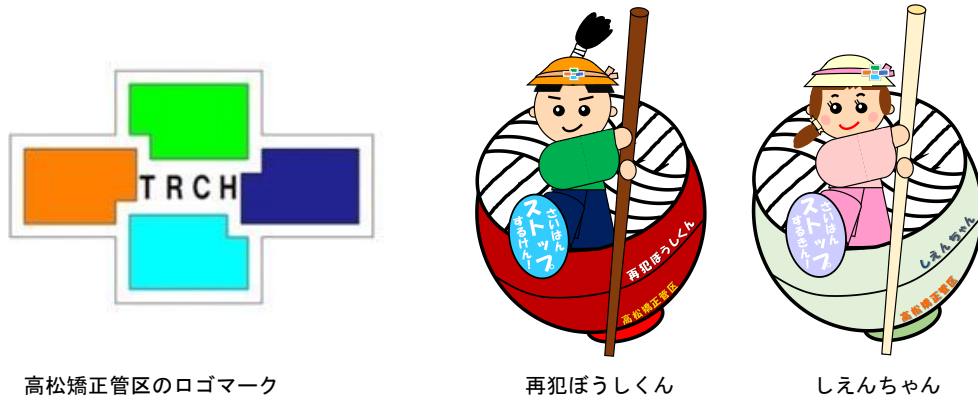
## ●法務省高松矯正管区

矯正管区は、矯正施設（刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所等）の適切な運営管理を図るため、高等裁判所、高等検察庁に対応して、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡及び高松の全国8か所に設置される法務省の機関です。

このうち、高松矯正管区は四国地方4県に所在する矯正施設（刑務所4施設・少年院3施設（※）・少年鑑別所4施設・刑務支所1施設・拘置支所5施

設・泊まり込み作業場（大井造船作業場）1施設）18施設を管轄し、これらの施設の運営全般に渡って指導監督することを主な業務としています。

※ 愛媛県松山市の少年院「松山学園」は、令和6年3月末で業務停止。



高松矯正管区のロゴマーク

再犯ぼうしくん

しえんちゃん

ロゴマークの四つの四角形は四国各県の特産品や特徴をイメージしており、香川は小豆島特産のオリーブの「オリーブ色」、徳島は阿波藍染の「藍色」、愛媛は柑橘類の名産地として「オレンジ色」、高知は雄大な太平洋に面した土佐湾の「水色」をそれぞれ表現し、中央の「TRCH(高松矯正管区)(Takamatsu Regional Correction Headquarters)」が絆を繋いでいる。

## ●コレワーク四国

矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の主な事業は、事業主に向けた①雇用情報提供サービス、②採用手続き支援サービス、③就労支援相談窓口サービスの3つを展開しています。特に雇用情報提供サービスは、全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理しているため、事業主の方の雇用ニーズにマッチする者が収容されている矯正施設を素早く紹介することができます。

刑務所出所者・少年院出院者等を雇用することで、再犯の防止、犯罪被害の減少につながり、ひいては安全・安心な社会を実現することになるため、就労支援の重要性について御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。



☆事業主の皆様安心して御利用いただくため、

- 雇用に関する支援制度や手続き等を分かりやすく説明する「雇用支援セミナー」
- 雇用するに当たり、不安に思われる様々なことにお答えする「個別相談会」
- 実際に罪を犯した人がどんな生活をしているのか、「塙の中」を見てもらう「刑務所・少年院スタディツアー」

などを開催しております。詳しくは **コレワーク四国** (0120-29-5089)までお問い合わせください。

## ●愛媛県地域生活定着支援センター

愛媛県地域生活定着支援センターでは、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の退所後または刑事収容施設の釈放後に自立した生活を営むことが困難であると認められた高齢の方や障がいのある方に対し、福祉サービスの利用調整や受入先の確保等を援助することなどにより、その方々が再犯に至らず地域の中で安心して暮らしていけるよう支援しています。

地域生活定着支援センターは各都道府県に設置されており、愛媛県においては社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会が県から委託を受けて事業を実施しています。刑務所在所中に対象者との面接を実施し各種調整を進めるコーディネート業務、出所後のフォローアップ業務のほか、相談支援業務や被疑者等支援業務、啓発・広報活動、研修会の実施等を行っています。また、福祉、保健医療、司法、矯正、行政等の各分野の関係機関と連携しながら各業務に取り組んでいます。

## 〔県内の民間協力団体〕

### ●愛媛県更生保護会（雄郡寮）

愛媛県更生保護会（松山市）は、犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼るべき人がいない、生活環境に恵まれないなどの理由で、直ちに自立更生ができない人がいます。そのような人達に対して、一定期間、宿泊供与に加えて、食事の支給、就職、相談、助言（生活指導等）等の保護・援助を行うことにより、その円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っています。

このような施設運営を実現し、犯罪をした人達が社会の中で自立更生できるように支援していくためには、地域社会の理解と協力を得ることが不可欠です。このため、当保護会では、施設内の「地域交流室」を地域の人達のレクリエーションや各種行事等の開催場所として開放しています。

また、毎年5月に開催する「雄郡寮ガレージセール」では、寮生（被保護者）の自立更生と当保護会の地域共生を目的に駐車場及び地域交流室等を会場として、多くの地域の人達に会場していただき、各種のふれあいイベントを行い、地元土居田地区の恒例行事として定着しています。

当保護会も刑事施設同様、寮生（被保護者）の高齢化等が進んでいます。





この傾向は、今後も見込まれるものと思われませんが、当保護会では、これらの高齢者及び障がいのある人を積極的に受け入れ、再犯防止と円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯者数の減少を図ることを目的として支援を行っています。

また、個人 SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）による対象者の能力向上、問題解決法等による問題の解決を図ることを目的とした補導も実施しています。

## ● NPO 法人 愛媛県就労支援事業者機構

当機構は、経済界を中心とした幅広い企業・団体等の協力を得て、主に刑務所出所者等の就職活動支援や職場定着支援を行う NPO 法人です。全国就労支援事業者機構からの助成、国や県からの委託も受けて活動しています。

就職活動支援は、出所者等と面談し、希望する職種や条件を確認して当機構の会員になっている協力雇用主とのマッチングを図っています。その際、就職に必要な衣類や履歴書などの助成や職場体験の実施など、就職に至るまでのフォローを行っています。

職場定着支援は、就業後のアフターフォローを行っています。電話や対面にて就業後の様子を伺い、悩みの相談や就業の継続に向けたアドバイスなどを行っています。協力雇用主とも方向性を共有し、継続に導きます。

再犯の防止のためには、出所者等が就職の機会を得て経済的に自立することが重要です。出所者等の就労支援の重要性を理解し、実際に雇用または雇用しようとする協力雇用主の数を拡大するための事業者訪問等も行っています。



「協力雇用主が抱える問題」についてのディスカッション

## ●愛媛県保護司会連合会

- ・令和5年1月1日現在 保護司委嘱者数：759人  
（県内の定数804人。充足率は94.4%（全国数値89.4%））
- ・更生保護サポートセンター：県内12か所（保護区の全てに設置）
- ・保護観察官とともに、保護観察、生活環境の調整及び犯罪予防活動等を行いますが、その平均年齢は65.6歳であり、高齢化と後継の適任者確保が課題となっています。（出典：松山保護観察所）

## ●愛媛県更生保護女性連盟

- ・令和5年4月1日現在会員数：3,342人
- ・更生保護施設へのサポート活動、子育て支援活動など、幅広い活動を展開し、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを支援する女性ボランティア団体
- ・会員の安定確保が課題です。（出典：松山保護観察所）

## ●愛媛県BBS連盟

- ・令和5年1月1日現在会員数：55人
- ・BBSは、Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年など様々な問題を抱える少年に対し、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるように支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。（出典：松山保護観察所）

## ●更生保護法人愛媛県保護観察協会

保護司、更生保護女性連保護司、更生保護女性連盟、BBS連盟、更生保護施設など、更生保護関係団体の活動資金の助成や更生保護に係る広報活動等を実施しており、民間団体の円滑な活動を支えています。

## 支援機関等連絡先一覧

### 刑事司法関係機関

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
松山地方検察庁	790-8575	松山市一番町四丁目4番地1	089-935-6111	刑事政策推進室
松山保護観察所	790-0001	松山市一番町四丁目4番地1	089-941-9983	企画調整課
松山刑務所	791-0293	東温市見奈良1243番地2	089-964-3355	処遇部処遇部門
松山少年鑑別所	791-8069	松山市吉野町3860番地	089-952-2841	
高松矯正管区	760-0033	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎	087-822-4455	更生支援企画課

### 職業紹介・就労支援関係機関

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
松山公共職業安定所	791-8522	松山市六軒屋町3番27号	089-917-8609	
今治公共職業安定所	794-0043	今治市南宝来町二丁目1番地6	0898-32-5020	
八幡浜公共職業安定所	796-0010	八幡浜市松柏丙838番地1	0894-22-4033	
宇和島公共職業安定所	798-0036	宇和島市天神町4番7号	0895-22-8609	
新居浜公共職業安定所	792-0025	新居浜市一宮町一丁目14番16号	0897-34-7100	
西条公共職業安定所	793-0030	西条市大町315番地4	0897-56-3015	
四国中央公共職業安定所	799-0405	四国中央市三島中央一丁目16番72号	0896-24-5770	
大洲公共職業安定所	795-0054	大洲市中村210番地6	0893-24-3191	
愛媛労働局訓練課	790-8538	松山市若草町4番地3	089-900-5244	
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7番地2	089-921-1213	ジョブコーチ、リワーク支援など
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室)	760-0033	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎	0120-29-5089	

NPO法人愛媛県就労支援事業者機構	791-8067	松山市古三津六丁目6番42号 Iビル102号	089-995-8491	保護観察対象者等の就労支援、協力雇用主の拡大活動等
ジョブカフェ愛work	790-0012	松山市湊町四丁目8番地13	089-913-8686	若者向け就職支援（学生、就労者含む）
えひめ若者サポートステーション	790-8587	松山市湊町五丁目1番地1 いよてつ高島屋南館3階	089-948-2832	若年無職者（学生を除く15歳～49歳）の就労支援

### 県内の支援（サービス提供）窓口

#### 更生保護団体

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
愛媛県保護司会連合会	790-0001	松山市一番町四丁目4番地1	089-941-9983	松山保護観察所内
愛媛県更生保護女性連盟	790-0001	松山市一番町四丁目4番地1	089-941-9983	松山保護観察所内
更生保護法人愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280番地1	089-972-0714	
更生保護法人愛媛県保護観察協会	790-0001	松山市一番町四丁目4番地1	089-941-9983	松山保護観察所内
愛媛県BBS連盟	790-0001	松山市一番町四丁目4番地1	089-941-9983	松山保護観察所内

## 更生保護サポートセンター

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
四国中央地区更生保護サポートセンター	799-0404	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-24-8091	
新居浜地区更生保護サポートセンター	792-0022	新居浜市徳常町2番7号	0897-32-4520	
西条地区更生保護サポートセンター	799-1394	西条市周布349番地1	0898-35-3441	
今治地区更生保護サポートセンター	794-0027	今治市南大門町二丁目5番地1	0898-33-1033	
松山地区更生保護サポートセンター	790-0053	松山市竹原二丁目7番30号	089-916-4109	
伊予地区更生保護サポートセンター	799-3113	伊予市米湊821番地13	089-982-2168	
上浮穴地区更生保護サポートセンター	791-1501	上浮穴郡久万高原町上黒岩2913番地	080-1995-3543	
大洲地区更生保護サポートセンター	795-0052	大洲市若宮625番地4	0893-57-6577	
八幡浜地区更生保護サポートセンター	796-0202	八幡浜市保内町宮内1番耕地127番地	0894-37-2380	
西予地区更生保護サポートセンター	797-0015	西予市宇和町卯之町三丁目497番地	0894-89-2059	
宇和島地区更生保護サポートセンター	798-0003	宇和島市住吉町一丁目6番16号	0895-28-9201	
南宇和地区更生保護サポートセンター	798-4344	南宇和郡愛南町岩水7番地1	0895-73-7050	

## その他支援機関・団体等

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）	791-8069	松山市吉野町3860番地	089-952-2846	成人・青少年支援
愛媛県地域生活定着支援センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	089-921-8353	愛媛県社会福祉協議会内
愛媛県警察少年サポートセンター	790-0006	松山市南堀端町2番地2	089-934-0110	愛媛県警察本部人身安全対策・少年課内
愛媛県暴力追放推進センター	790-0808	松山市若草町7番地1	089-932-1893	愛媛県警察本部第二庁舎内
愛媛県人権啓発センター	790-8570	松山市一番町四丁目4番地2	089-941-8037	
愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）	790-0811	松山市本町七丁目2番地	089-922-5040	管轄：松山市、今治市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町
愛媛県東予子ども・女性支援センター（児童相談所）	792-0825	新居浜市星原町14番38号	0897-43-3000	管轄：新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県南予子ども・女性支援センター（児童相談所）	798-0060	宇和島市丸之内三丁目1番19号	0895-22-1245	管轄：宇和島市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町
愛媛県心と体の健康センター	790-0811	松山市本町七丁目2番地	089-911-3880	
四国中央保健所	799-0404	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-23-3360	管轄：四国中央市
西条保健所	793-0042	西条市喜多川796番地1	0897-56-1300	管轄：新居浜市、西条市
今治保健所	794-8502	今治市旭町一丁目4番地9	0898-23-2500	管轄：今治市、上島町
松山市保健所	790-0813	松山市萱町六丁目30番地5	089-911-1800	管轄：松山市
中予保健所	790-8502	松山市北持田町132番地	089-941-1111	管轄：東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	796-0048	八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111	管轄：八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	798-0036	宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211	管轄：宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

## 高齢者就労機会提供窓口

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
公益社団法人松山市シルバー人材センター	790-0808	松山市若草町8番地3	089-933-7373	
公益社団法人今治市シルバー人材センター	794-0033	今治市東門町五丁目840番4号	0898-22-2003	
公益社団法人宇和島市シルバー人材センター	798-0003	宇和島市住吉町一丁目6番16号	0895-23-3355	
公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地	0894-36-3751	
公益社団法人新居浜市シルバー人材センター	792-0034	新居浜市滝の宮町2番1号	0897-33-2400	
公益社団法人西条市シルバー人材センター	799-1101	西条市小松町新屋敷甲496番地	0898-76-3670	
大洲市シルバー人材センター	795-0064	大洲市東大洲270番地1	0893-23-0312	
公益社団法人伊予市シルバー人材センター	799-3114	伊予市灘町363番地	089-946-7377	
公益社団法人四国中央市シルバー人材センター	799-0111	四国中央市金生町下分825番地1	0896-57-0455	
一般社団法人西予市シルバー人材センター	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	0894-33-0190	
東温市シルバー人材センター	791-0212	東温市田窪2370番地	089-909-3434	
久万高原町シルバー人材センター	791-1206	久万高原町上野尻乙246番地1	0892-21-3185	
松前町シルバー人材センター	791-3120	松前町大字筒井710番地1	089-984-6044	
砥部町シルバー人材センター	791-2116	砥部町原町249番地	089-958-7776	
内子町シルバー人材センター	791-3392	内子町内子1515番地	0893-44-3820	
伊方町シルバー人材センター	796-0301	伊方町湊浦1995番地1	0894-38-2360	
鬼北町シルバー人材センター	798-1341	鬼北町大字近永782番地	0895-49-3694	
愛南町シルバー人材センター	798-4110	愛南町御荘平城2139番地	0895-73-2900	
公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会	790-0001	松山市一番町一丁目14番地10	089-915-1420	

## 居住支援協議会

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
愛媛県居住支援協議会	790-0807	松山市平和通六丁目5番地1	089-968-2280	事務局：公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会
東温市居住支援協議会	791-0211	東温市見奈良1540番地20	089-964-8500	事務局：NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター

## 愛媛県指定住宅確保要配慮者居住支援法人

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
ホームネット株式会社	163-6011	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号新宿オークタワー11階	0120-460-560	
NPO法人ささえる	790-0964	松山市中村三丁目4番3号	089-909-6412	
一般社団法人くらしの窓口	790-0012	松山市湊町四丁目11番地19	089-915-1888	
NPO法人SHARE LIFE DESIGN	790-0865	松山市新立町4番38号	089-906-8600	
株式会社あんしんサポート	814-0134	福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号	0120-34-1881	
NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター	791-0211	東温市見奈良1540番地20	089-964-8500	
孫心まごころ合同会社	791-8031	松山市北斎院町995番地10	089-950-4350	
NPO法人リブラ	790-0047	松山市余戸南四丁目10番38号	089-954-3950	

# 公営住宅（県営・市町営）入居支援

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
<b>（県営住宅）</b>				
愛媛県東予地方局建築指導課	793-0042	西条市喜多川796番地1	0897-56-1300	四国中央市、新居浜市、西条市内の県営住宅
愛媛県今治土木事務所管理課	794-8502	今治市旭町一丁目4番地9	0898-23-2500	今治市内の県営住宅
愛媛県県営住宅管理グループ	790-0878	松山市勝山町二丁目21番地5	089-998-6671	松山市、伊予市、東温市、砥部町内の県営住宅
愛媛県中予地方局建築指導課	790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8393	松山市、伊予市、東温市、砥部町内の県営住宅
愛媛県八幡浜土木事務所管理課	796-0048	八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市内の県営住宅
愛媛県南予地方局建築住宅課	798-8511	宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211	宇和島市内の県営住宅
<b>（市・町営住宅）</b>				
松山市営住宅管理センター	790-0003	松山市三番町四丁目9番地12	089-942-0800	
松山市住宅課	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6498	
今治市営住宅管理グループ	794-0024	今治市共栄町二丁目2番地1		※電話番号未定（令和6年4月から指定管理者制度導入。）のため、決定後に記載。
今治市住宅管理課	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-36-1567	
宇和島市建築住宅課	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7028	
八幡浜市財政課	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号	0894-22-3111	
新居浜市営住宅管理グループ	792-0025	新居浜市一宮町一丁目6番37号	0897-47-5218	
新居浜市建築住宅課	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-65-1277	
西条市施設管理課	793-8601	西条市明屋敷164番地	0897-56-5151	
大洲市都市整備課	795-8601	大洲市大洲690番地の1	0893-24-1759	
伊予市都市整備課	799-3193	伊予市米湊820番地	089-982-1111	
四国中央市建築住宅課	799-0413	四国中央市中曾根町500番地	0896-28-6184	
西予市建設課	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6410	
東温市都市整備課	791-0292	東温市見奈良530番地1	089-964-4412	
上島町建設課	794-2592	上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2500	
久万高原町建設課	791-1201	久万高原町久万212番地	0892-21-1111	
松前町まちづくり課	791-3192	松前町大字筒井631番地	089-985-4122	
砥部町建設課	791-2195	砥部町宮内1392番地	089-962-6010	
内子町建設デザイン課	795-0392	内子町平岡甲168番地	0893-44-2111	
伊方町建設課	796-0301	伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2656	
松野町建設環境課	798-2192	松野町大字松丸343番地	0895-42-1111	
鬼北町建設課	798-1395	鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111	
愛南町建設課	798-4196	愛南町城辺甲2420番地	0895-72-7313	

## 福祉事務所（県及び市）

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
愛媛県東予地方局地域福祉課	793-0042	西条市喜多川796番地1	0897-56-1317	管轄：上島町
愛媛県中予地方局地域福祉課	790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-5811	管轄：久万高原町、松前町、砥部町
愛媛県南予地方局地域福祉課	798-8511	宇和島市天神町7番1号	0895-22-3180	管轄：松野町、鬼北町、愛南町
愛媛県南予地方局八幡浜支局福祉室	796-0048	八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-23-2250	管轄：内子町、伊方町
松山市福祉事務所	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6395	
今治市福祉事務所	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-36-1525	
宇和島市福祉事務所	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7015	
八幡浜市福祉事務所	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号	0894-21-0403	
新居浜市福祉事務所	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-65-1240	
西条市福祉事務所	793-8601	西条市明屋敷164番地	0897-52-1297	
大洲市福祉事務所	795-8601	大洲市大洲690番地の1	0893-24-1715	
伊予市福祉事務所	799-3193	伊予市米湊820番地	089-982-7330	
四国中央市福祉事務所	799-0497	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-28-6023	
西予市福祉事務所	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6428	
東温市福祉事務所	791-0292	東温市見奈良530番地1	089-964-4406	

※県の福祉事務所では福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管

## 郡部福祉関係課

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
上島町住民課	794-2592	上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2500	
久万高原町保健福祉課	791-1201	久万高原町久万212番地	0892-21-1111	
松前町福祉課	791-3192	松前町大字筒井631番地	089-985-2111	
砥部町介護福祉課	791-2195	砥部町宮内1392番地	089-962-2323	
内子町保健福祉課	795-0392	内子町平岡甲168番地	0893-44-2111	
伊方町保健福祉課	796-0301	伊方町湊浦1993番地1	0894-38-0211	
松野町保健福祉課	798-2192	松野町大字延野々1406番地4	0895-42-0708	
鬼北町保健介護課	798-1395	鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111	
愛南町保健福祉課	798-4196	愛南町城辺甲2420番地	0895-72-1212	

## 生活困窮者自立支援制度の相談窓口

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
松山市社会福祉協議会	790-0002	松山市二番町四丁目番地 市役所別館1階	089-948-6875	自立相談支援窓口
今治市社会福祉協議会	794-8511	今治市別宮町一丁目番地4番 地1	0898-36-1513	くらしの相談支援室
宇和島市役所	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7109	くらしの相談窓口
八幡浜市社会福祉協議会	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	0894-23-2940	地域福祉課
新居浜市社会福祉協議会	792-0031	新居浜市高木町2番60号	0897-47-4976	自立相談支援センター
西条市社会福祉協議会	799-1371	西条市周布606番地1 西条市東予総合福祉セン ター内	0898-64-2600	西条市自立相談支援センター
大洲市社会福祉協議会	795-0064	大洲市東大洲270番地1	0893-23-0313	大洲市くらしの相談支援センター
伊予市社会福祉協議会	799-3127	伊予市尾崎3番地1	089-982-0393	生活相談支援センター
四国中央市社会福祉協議会	799-0404	四国中央市三島宮川四丁目 6番55号	0896-28-6101	四国中央市生活相談支援センター
西予市役所	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	0894-62-1150	福祉総合相談センター
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490番地1	089-955-5535	地域福祉課 くらしの相談支援室
上島町社会福祉協議会	794-2550	上島町生名2133番地3	0897-76-2638	くらしの相談支援室
久万高原町社会福祉協議会	791-1501	久万高原町上黒岩2920番地 1	0892-56-0750	くらしの相談支援室
松前町社会福祉協議会	791-3120	松前町大字筒井710番地1	089-985-4144	くらしの相談支援室
砥部町社会福祉協議会	791-2120	砥部町宮内1369番地	089-962-7100	くらしの相談支援室
内子町社会福祉協議会	791-3392	内子町内子1515番地	0893-44-3820	くらしの相談支援室
伊方町社会福祉協議会	796-0822	伊方町湊浦1995番地1	0894-38-2360	くらしの相談支援室
松野町社会福祉協議会	798-2101	松野町大字松丸1661番地13	0895-42-0794	くらしの相談支援室
鬼北町社会福祉協議会	798-1341	鬼北町大字近永782番地	0895-45-3709	くらしの相談支援室
愛南町社会福祉協議会	798-4101	愛南町御荘菊川1157番地	0895-73-7776	くらしの相談支援室
愛媛県保健福祉課	790-8570	松山市一番町四丁目4番地2	089-912-2385	

## 障害者就業・生活支援センター

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
ジョブあしすとUMA	799-0404	四国中央市三島宮川二丁目 4番2号	0896-23-6558	圏域：宇摩
エール	792-0042	新居浜市本郷一丁目2番22 号	0897-32-5630	圏域：新居浜・西条
あみ	794-0028	今治市北宝来町二丁目2番 地12	0898-34-8811	圏域：今治
えひめ障害者就業・生活支援セン ター	790-0843	松山市道後町二丁目12番11 号	089-917-8516	圏域：松山
ねっとworkジョイ	797-0015	西予市宇和町卯之町五丁目 349番地	0894-62-7887	圏域：八幡浜・大洲
きら	798-0039	宇和島市大宮町三丁目2番 10号	0895-22-0377	圏域：宇和島



# 地域包括支援センター

機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
松山市地域包括支援センター 湯築・桑原・道後	790-0855	松山市持田町一丁目3番30号	089-993-5666	
松山市地域包括支援サブセンター五 明・伊台・湯山	791-0122	松山市末町9番地1	089-993-5661	
松山市地域包括支援センター 石井・浮穴・久谷	790-0932	松山市東石井七丁目3番32号	089-957-0808	
松山市地域包括支援サブセンター浮 穴・久谷	791-1123	松山市東方町甲1272番地1	089-905-8889	
松山市地域包括支援センター 小野・久米	790-0925	松山市鷹子740番地	089-970-3761	
松山市地域包括支援センター 東・拓南	790-0864	松山市築山町5番11号	089-915-7760	
松山市地域包括支援センター 雄郡・新玉	790-0011	松山市千舟町八丁目128番地1	089-993-7220	
松山市地域包括支援センター 味酒・清水	790-0823	松山市清水町三丁目15番地	089-911-1135	
松山市地域包括支援センター 垣生・余土	790-0043	松山市保免西四丁目5番25号	089-989-7600	
松山市地域包括支援センター 生石・味生	791-8056	松山市別府町177番地1	089-953-3888	
松山市地域包括支援センター 三津浜	791-8066	松山市祓川二丁目10番23号	089-953-1130	
松山市地域包括支援センター中島	791-4501	松山市中島大浦1626番地 松山市役所中島支所3階	089-997-0454	
松山地域包括支援センター潮見・久 枝	791-8004	松山市鴨川二丁目12番18号	089-994-8765	
松山市地域包括支援センター和気・ 堀江	799-2651	松山市堀江町甲338番地2	089-911-8005	
松山市地域包括支援センター北条	799-2436	松山市河野別府937番地1	089-992-0117	
松山市基幹型地域包括支援センター	790-0002	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6949	
今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	794-0037	今治市黄金町二丁目2番地5	0898-55-8872	
今治市地域包括支援センター 日吉・近見	794-0054	今治市北日吉町一丁目11番17号	0898-22-7960	
今治市地域包括支援センター 西・南	794-0065	今治市別名272番地	0898-33-7861	
今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	794-0102	今治市玉川町大野甲86番地1	0898-36-8330	
今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	799-2205	今治市大西町宮脇甲501番地2	0898-53-5540	
今治市伯方地域包括支援センター	794-2305	今治市伯方町木浦甲3930番地1	0897-72-1065	
今治市伯方地域包括支援センター サブセンター大島	794-2114	今治市吉海町名1466番地	0897-84-4110	
今治市伯方地域包括支援センター サブセンター大三島	794-1306	今治市大三島町野々江2435番地2	0897-83-1110	
今治市介護保険課 地域支援担当	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-36-1528	
宇和島市地域包括支援センター	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7019	
八幡浜市地域包括支援センター	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	0894-24-3918	
新居浜市地域包括支援センター	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号 市役所内	0897-65-1245	
西条市地域包括支援センター西条北 部	793-0027	西条市朔日市269番地1 済 生会西条病院内	0897-55-5359	
西条市地域包括支援センター西条南 部	793-0035	西条市福武甲162番地1 西 条愛寿会病院横	0897-55-0630	
西条市地域包括支援センター西条西 部・小松	799-1101	西条市小松町新屋敷甲496 番地 小松サービスセンター1階	0898-52-8221	
西条市地域包括支援センター丹原	791-0508	西条市丹原町池田1733番地 1 丹原サービスセンター1階	0898-35-3427	
西条市地域包括支援センター東予	799-1301	西条市三芳1535番地1 亀天会内	0898-66-5520	
大洲市地域包括支援センター	795-0012	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111	
大洲市サブセンター大洲中央	795-0012	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111	
大洲市サブセンター大洲西	799-3401	大洲市長浜甲480番地の3	0893-52-1111	
大洲市サブセンター大洲東	797-1504	大洲市肱川町山鳥坂72番地 1	0893-34-2340	
伊予市地域包括支援センター	799-3113	伊予市米湊1212番地5	089-909-6260	
四国中央市地域包括支援センター	799-0404	四国中央市三島宮川四丁目 6番55号 市役所内	0896-28-6147	

西予市地域包括支援センター	797-1212	西予市野村町野村12号15番地	0894-72-0022	
西予市地域包括支援センター（宇和支所）	797-0015	西予市宇和町卯之町四丁目746番地	0894-62-7730	
東温市地域包括支援センター	791-0211	東温市見奈良490番地1	089-955-0150	
上島町地域包括支援センター	794-2550	上島町生名621番地1	0897-76-2261	
上島町地域包括支援センター魚島（包括センター窓口）	794-2540	上島町魚島1番耕地1367番地2	0897-74-1120	
久万高原町地域包括支援センター	791-1201	久万高原町久万212番地	0892-50-0230	
松前町地域包括支援センター	791-3120	松前町筒井710番地1	089-985-4205	
砥部町地域包括支援センター	791-2120	伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-6118	
砥部町地域包括支援センター広田サブセンター	791-2205	伊予郡砥部町総津409番地	089-969-2111	
内子町地域包括支援センター	795-0303	喜多郡内子町平岡甲168番地	0893-44-2111	
伊方町地域包括支援センター	796-0301	伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2652	
松野町地域包括支援センター	798-2102	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	0895-42-1933	
鬼北町地域包括支援センター	798-1341	鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111	
愛南町地域包括支援センター	798-4131	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-7325	